

工事に関する掲載内容 (R2.4.1 一部改正)

<工事に関する基準>

- 高知市請負工事監督実施要綱
- 高知市請負工事監督実施要領
- 高知市土木請負工事技術管理指針
- 土木工事施工計画書（標準書式）の作成
- 高知市請負工事検査実施要綱
- 高知市土木請負工事検査技術指針
- 土木工事出来形寸法検査基準
- 土木工事品質検査基準
- 土木工事検査方法
- 建築工事検査方法
- 設備工事（電気・機械）検査方法
- 高知市工事成績評定実施要綱
- 高知市工事成績評定実施要領
- 高知市土木請負工事共通仕様書（第1編共通編第1章総則）※一部改正

<工事に関する様式（別添エクセルファイル参照）>

- 請負代金内訳書（土木標準様式）
- 工程表（土木標準様式）
- 工事日誌（標準様式）
- 工事条件変更等確認要求書
- 工事打合せ簿
- 工事に関する承諾書
- 実施状況報告
- 工事に関する確認票
- 主要材料一覧表
- 材料（木材）使用承諾願
- 県産木材納入証明書
- 県外産合法木材納入証明書
- 支給材料受領及び貸与品借用書
- 支給材料及び貸与品返還書
- 部分使用承諾書
- 出来形部分確認請求書

- 指定部分工事完成届
- 工事完成期限延期願
- 工事成績評定結果説明請求書

<施工プロセスチェックリスト>

- 施工プロセスチェックリスト（土木，建築・設備）

<工事成績評定書式>

- 土木工事（予定価格500万円以上）※一部改正
- 土木工事（予定価格130万円を超え500万円未満）※一部改正
- 建築・設備工事（予定価格500万円以上）※一部改正
- 建築・設備工事（予定価格130万円を超え500万円未満）※一部改正

高知市請負工事監督実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、工事の請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するため、監督の実施について必要な事項を定めるものとする。

(監督職員)

第2条 工事を所管する課の長（以下「工事課長」という。）は、工事を請負契約の方法により施行するときは、請負人に対する契約の履行のための指示、承諾又は協議を行わせ、及び工事を監督させるため、監督職員（高知市契約規則（昭和40年規則第4号）第50条に規定する監督職員をいう。以下同じ。）を指名するとともに、監督職員決定（変更）通知書によりその氏名を請負人に通知しなければならない。

2 工事課長は、監督職員として別に定める監督業務の区分に応じ、総括監督員及び工事監督職員を置くものとする。

3 工事課長は、監督職員を交替させる必要が生じた場合は、後任者を指名し、監督職員決定（変更）通知書により請負人に通知しなければならない。

(服務)

第3条 監督職員は、その職務を行うに当たっては、関係諸規則等に従い、工事課長の指揮監督に従わなければならない。

(一般的任務)

第4条 監督職員は、その職務を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 工事請負契約書及び設計図書（設計書、図面、共通仕様書、標準仕様書、特記仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書（建築工事（建築設備工事を含む。）及び設備工事にあつては、設計書を除く。）をいう。以下同じ。）に基づき、工事が完全に施工されるよう、常に工事現場の状況を把握すること。

(2) 工事現場に臨んでは、請負人に対し設計意図を正確に伝え、疑問点は、懇切に説明し、技術的に完全な工事が行われるよう適切な指示を行い、かつ、その徹底を図ること。

(3) 関係行政機関その他地元住民等との連絡協調に留意し、円滑な工事の施行を図ること。

(検査の立会い)

第5条 監督職員は、その担当する工事について高知市請負工事検査実施要綱（平成21年2月5日制定。以下「検査要綱」という。）第2条第1号に規定する工事検査職員（以下「工事検査職員」という。）が行う検査に立ち会い、その業務に協力しなければならない。

2 工事課長は、原則として別に定める基準により指名する職員を工事の検査に立ち合わせなければならない。

(安全対策)

第6条 監督職員は、工事現場における危険予防については、請負人に対し、仕様書等に定められた安全対策を励行するよう指示するとともに、自らの安全についても十分注意しなければならない。

(交替)

第7条 監督職員が交替するときは、前任者は、次条第1項に掲げる書類等その他工事に関する事項を後任者に引き継がなければならない。

(備付書類等)

第8条 監督職員は、その職務を行うに当たっては、担当する工事に関する次に掲げる書類等を整理しておかななければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 設計図書
- (3) 工事工程表
- (4) 工事日誌
- (5) 土木及び設備工事にあつては、工事条件変更等確認要求書及び工事打合せ簿
- (6) 工事に関する承諾書
- (7) 請負人から提出される施工計画書等の関係書類

2 監督職員は、職務上知り得た内容及び前項に掲げる書類等を、関係職員以外に漏らし、又は閲覧させてはならない。

3 監督職員は、請負人に指示した事項及び工事課長、請負人、関係行政機関その他地元住民との協議等を行った事項のうちで重要な事項については、工事日誌に記録するよう請負人に指示しておかななければならない。

(報告)

第9条 監督職員は、施工状況を把握するため、必要に応じて請負人から工事報告書を提出させ、監督業務を行う際の資料とするとともに、工事課長にその内容を報告しなければならない。

(工事の促進)

第10条 監督職員は、第8条第1項各号に掲げる書類等に基づき、常に工事現場の適正な管理に留意し、工事の促進に努め、工事が遅延するおそれがあると認めるときは、請負人に対し指示するとともに、その旨を工事課長に報告しなければならない。

(詳細図等)

第11条 監督職員は、必要があるときは、設計図書に定められた事項の範囲内において、詳細図等を作成して請負人に指示し、又は請負人が作成した詳細図等を検査して適切と認めるときは承諾しなければならない。ただし、重要なものについては、あらかじめ工事課長の承認を受けなければならない。

(段階確認等)

第12条 監督職員は、請負人が履行する工事目的物の施工の各段階において、現場にて立会いの上、施工状況の確認等を行わなければならない。ただし、やむを得ない理由により立ち会うことができないときは、写真等その他施工状況を確認できる適宜の方法を指示し、その結果を確認しなければならない。

(改造の請求)

第13条 監督職員は、工事の施行が設計図書に適合しないと認めるときは、請負人に対し改造を請求し、完全な工事を実施させなければならない。ただし、重要なものについては、あらかじめ工事課長の承認を受けなければならない。

(立会い)

第14条 工事監督職員は、工事に使用する材料のうち調合を要するものについてはその調合に、水中若しくは地下に埋設する工事その他完成後外面から明視することができないものについてはその施工に立ち会わなければならない。ただし、やむを得ない理由により立ち会うことができないときは、その都度見本検査、写真その他施工状況等を確認できる適宜の方法を指示し、その結果を確認しなければならない。

(破壊検査)

第15条 監督職員は、請負人が第12条又は前条の規定による立会い、確認、検査等を受けないで、工事等を施行したときは、破壊その他適宜の方法により遅滞なくその適否を検査しなければならない。ただし、重要なものについては、あらかじめ工事課長の指示を受けなければならない。

(中間検査の要請)

第16条 監督職員は、次に掲げる工事について、その出来形等を確認するため中間検査を行う必要があると認めるときは、その旨を検査要綱第2条第2号に規定する検査責任者に要請しなければならない。

- (1) 工事の主体部分を施工するとき。
- (2) 基礎工事若しくは杭打工事等完成後水中又は地下に埋設するものを施工するとき。
- (3) 部分使用をするとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に重要な部分を施工するとき。

(材料検査)

第17条 監督職員は、工事に使用する材料のうち、検査を要すると認めるものの搬入があったときは、その品質、規格、数量等について検査をし、合格したものについては、請負人に刻印、仕分けその他の方法により合格した材料であることを明らかにする措置をとらせ、不合格になった材料については請負人に遅滞なく工事現場から搬出させ、良品と交換させ、数量に不足があるものについてはこれを補充させなければならない。

(設計図書と工事現場の不一致)

第18条 監督職員は、次に掲げる事項を発見したとき、又は請負人から通知を受けたときは、軽易なも

ので判定が明らかなものにあつてはその措置について請負人に指示を行い、重要と認めるものにあつてはあらかじめ工事課長に報告し、その承認を受けなければならない。

- (1) 設計図書と工事現場の状態が一致しないとき。
- (2) 設計図書に誤り又は脱漏があるとき。
- (3) 地盤その他外面から明視できない箇所等において予期しなかつた状態を発見したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、設計図書に明示されていないものがあるとき。

(工事の変更、中止等)

第19条 監督職員は、工事の内容若しくは工期を変更し、又は工事を一時中止し、若しくは打ち切る必要があると認めたときは、速やかにその概要について取りまとめ、意見を付して工事課長に報告し、その指示を受けなければならない。

(緊急措置)

第20条 監督職員は、災害の防止その他緊急に請負人に対して臨機の措置をとらせる必要があると認めるときは、遅滞なくその措置をとらせなければならない。この場合において、その結果が重要と認められるものについては、工事課長に報告しなければならない。

- 2 監督職員は、請負人から臨機の措置に関して意見を求められたときは、軽微なものについては請負人に指示を行い、重要と認めるものについては工事課長と協議し、請負人にその指示を行わなければならない。
- 3 監督職員は、急迫の事情のため請負人が独自でとった措置について請負人から通知があつたときは、それを調査し、意見を付して工事課長に報告し、その指示を受けなければならない。

(施工体制等の確認)

第21条 監督職員は、現場代理人及び技術者の配置、下請負に係る契約の報告並びに施工体制台帳及び施工体系図の作成及び掲示が契約図書及び建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反していないかを随時確認しなければならない。この場合において、不適當であると認めるときは、必要な指示を行い、工事課長に報告するとともに、重要なものについては、その指示を受けなければならない。

(下請負)

第22条 監督職員は、請負人が工事を下請負させる場合は、その名称その他必要な事項について通知を求めるとともに、下請契約書の写しを提出させ、その結果を工事課長に報告し、その書面を契約課長に提出しなければならない。

- 2 監督職員は、前項の下請負が工事の施行について著しく不適當であると認めるときは、その理由を付して工事課長に報告し、その指示を受けなければならない。

(現場代理人等の交替)

第23条 監督職員は、現場代理人、主任技術者、監理技術者その他の請負人が工事を施行するために使用している下請負人、労働者等について、工事の施行又は管理につき著しく不適當と認め、その交替を求めようとするときは、工事課長にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

(工事の延期)

第24条 監督職員は、請負人から工事の完成期限の延期の願出があったときは、遅滞なくその内容を調査し、意見を付して工事課長に報告しなければならない。

(工事の未着手等)

第25条 監督職員は、請負人が正当な理由がなく工事に着手しないとき、その他契約の履行が確保されないおそれがあると認めたときは、速やかにその理由を調査して工事課長に報告しなければならない。

(解体材及び発生品)

第26条 監督職員は、工事の施行に伴い、解体材又は発生品を生じたときは、請負人からその内容を明らかにした調書を提出させた上、工事課長に報告するとともに、請負人に対し適切な指示を行わなければならない。

(工事目的物等の損害)

第27条 監督職員は、工事目的物の引渡前に工事目的物若しくは工事材料について損害を生じたとき、その他工事の施行に関して損害を生じたとき、又は工事の施行について第三者に損害を及ぼしたときは、遅滞なくその事実を調査し、意見を付して工事課長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 監督職員は、天災その他やむを得ない事由によって工事の出来高部分（工事現場に搬入した検査済材料を含む。）、工事仮設物又は建設機械器具（当該工事で償却する部分をいう。）に損害を生じたときは、その実情を詳細に調査し、意見を付して工事課長に報告しなければならない。

(部分使用)

第28条 監督職員は、工事の一部が完成した場合において当該部分又は一部を使用する必要性が生じたときは、工事課長に報告し、その指示を受けなければならない。

(貸与品及び支給材料)

第29条 工事監督職員は、貸与品又は支給材料があるときは、請負人の立会いの下検査の上、これを引き渡し、その都度借用書又は受領書を徴し、常にその状況を明らかにしておかななければならない。

(完成後の措置)

第30条 監督職員は、工事が完成し、請負人から工事完成届等の提出があったときは、速やかに当該工事の設計図書と照合し、その結果を工事課長に報告しなければならない。

2 監督職員は、前項の照合の結果、不完全と認めたときは、請負人に対し、直ちに修補、改造その他必要な措置を命じなければならない。ただし、重要なものについては、これらの措置についてあらかじめ工事課長の指示を受けなければならない。

3 監督職員は、工事が完成したと認めたときは、請負人からの工事完成届等を受領し、検査要綱第12条の規定による工事成績の評定を行わなければならない。

- 4 監督職員は、工事の完成検査を受けようとするときは、工事検査依頼書を作成し、これに当該評定結果等を付して工事課長に提出しなければならない。
- 5 監督職員は、工事の完成検査に合格したときは、完成検査調書を作成し、検査責任者に提出しなければならない。

(契約の解除等をした場合の措置)

第31条 監督職員は、請負契約の解除、解約等により工事の既済部分を引き取る必要が生じたときは、その部分に対する出来高調書を作成し、工事課長に報告しなければならない。

- 2 前項の場合において引取りの対象となる部分は、契約に特別の定めのない限り、当該工事の出来高並びに調査の時期に工事現場にある検査済材料及び製品類（変質のおそれのあるものを除く。）とする。

(適用除外工事)

第32条 この要綱の規定は、予定価格が130万円以下の工事については、適用しないことができる。

(書類等の様式)

第33条 この要綱の規定に基づき作成し、又は提出する書類等の様式は、別に定める。

(その他)

第34条 この要綱に定めるもののほか、工事の請負契約の監督の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に請負契約を締結した工事の監督については、なお従前の例による。

高知市請負工事監督実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高知市請負工事監督実施要綱（平成21年2月5日制定。以下「監督要綱」という。）に規定する監督事務処理の必要な細目を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 用語については、次に定める。

- (1) 監督 契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施行状況の確認及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。
- (2) 監督職員 監督職員とは、総括監督員及び工事監督職員を総称していう。
- (3) 指示 監督職員が請負人に対し、工事の施行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (4) 承諾 契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員が書面により同意することをいう。
- (5) 協議 書面により契約図書の協議事項について、発注者と請負人が対等の立場で合議し結論を得ることをいう。
- (6) 通知 監督職員が請負人に対し、又は請負人が監督職員に対し、工事の施行に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (7) 確認 契約図書に示された事項について、臨場若しくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
- (8) 把握 監督職員が臨場若しくは請負人が提出又は提示した資料により施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、監督職員が契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい、請負人に対して認めるものではない。
- (9) 立会 契約図書に示された項目について、監督職員が臨場し、内容を確認することをいう。
- (10) 受理 契約図書に基づき請負人の責任において、監督職員に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。
- (11) 調整 監督職員が関連する工事との間で、施工計画、工程等について相互に支障がないよう協議し、工事を円滑に進めることをいう。

(監督職員)

第3条 監督職員は、監督要綱第2条の規定に基づき、次に定める「監督業務区分」による職員が行うものとする。

ただし、工事の規模及び技術的要件等を勘案し、予定価格が500万円未満の工事については、この限りでない。

監督業務区分

業務区分	監督区分	職 名
総括監督業務	総括監督員	係長または課長補佐
工事監督業務	工事監督職員（正）	次項に規定する技術職員
	工事監督職員（副）	

2 請負人に対し直接施工技術等を指導監督させる工事監督職員を指名する場合は、工事の規模、監督に必要な技術程度、その他危険を伴う工事等の技術的な理由を勘案し、以下により指名することとする。

(1) 予定価格が1000万円以上の工事については、2人以上の工事監督職員を指名することとし、工事監督職員（正）は、現場監督1年以上の経験を有する職員であること。

(2) 予定価格が1000万円未満の工事については、1人以上の工事監督職員を指名することとし、そのうち1人は、現場監督1年以上の経験を有する職員であること。

※ 現場監督経験については、民間企業等における経験も含むことができる。

なお、「民間企業等における経験」については、所属長が確認し判断するものとする。

3 工事課長は、同一の現場について2人以上の工事監督職員を命じた場合は、工事監督を総括する職員を正の工事監督職員として、もう1人を副の工事監督職員として指名するものとする。

ただし、工事監督職員の対象者が1名の場合は工事監督職員に指名し、その他の職員を副の工事監督職員として指名することができる。

(監督業務分担)

第4条 監督要綱第2条第2項の規定に定める総括監督員及び工事監督職員の基本的業務は、次に定めるものとする。

(1) 総括監督業務（総括監督員）

ア 工事監督職員への監督技術の継承及び向上等のための指導

イ 請負人に対する必要な指示、承諾又は協議等で重要なものの処理

ウ 関連する二以上の工事の監督を行う場合における工事間の調整で重要なものの処理

エ 工事内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の工事課長への報告

オ 契約図書に基づく工事实施のための詳細図等（重要なもの）の作成及び交付又は請負人が作成した図書のうち重要なものの承諾

カ 契約図書に基づく工程管理、施工体制の点検、重要なものの立会い及び工事材料の試験又は検査の実施

(2) 工事監督業務（工事監督職員）

ア 工事監督職員（正）は、担当工事の監督及び監督業務のうち重要なものの総括監督員への報告

イ 工事監督職員（副）は、工事監督職員（正）の監督業務の補佐又は工事監督職員（正）が不在の場合等における担当工事の監督

ウ 請負人に対する必要な指示、承諾又は協議等の処理

エ 契約図書に基づく工事实施のための図書の受理及び承諾

オ 設計図書に基づく工程管理、立会い、工事实施状況の確認、工事材料の試験又は検査の

実施

(監督の実施)

第5条 監督職員は、その職務の執行にあたり、契約図書及び関係基準等（土木工事においては高知市土木請負工事技術管理指針（以下「管理指針」という。）等の関係基準）に従い、適切な監督を行うとともに施工前、施工中、施工終了前の各段階において、打合せ、立会い、確認、検測等を次の各号に掲げる主な事項に留意し監督を行わなければならない。

(1) 施工前の協議

工事の施行に先立ち、設計図書の照査、工事用地確認、施工管理、関係諸法令確認、官公庁手続き、工事測量確認、実施作業工程等を設計図書、施工計画書に従い請負人と協議を行うこと。

(2) 監督業務の内容

契約の履行の確保、施工状況の確認、円滑な施工の確保、管理及びその他の項目の主たる業務及び関連図書等については、別に定める「工事監督のための標準業務内容」を参考として業務を行うこと。なお、工事監督職員が必要と認める項目及びその業務内容は、適宜追加することができる。

(3) 土木工事における段階確認及び施工状況の把握

- ア 段階確認 施工管理、工程管理、出来形管理、品質管理等における段階確認については、工事監督職員は、契約図書、施工計画書、管理指針等に従い立会い確認を行わなければならない。
- イ 施工状況把握 工種別の施工時期における、品質規格、打設順序、天候及び施工状況の適否等を把握しなければならない。
- ウ 監督職員が必要と認める主体部分の確認、把握等については、適宜追加することができる。
- エ 施工管理 施工管理については、管理指針等に基づき監督を行うこと。

(雑則)

第6条 この要領に定めるものの外、工事の請負契約の監督に関し、別途細目を定めることができる。

付 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

高知市土木請負工事技術管理指針

(趣旨)

第1条 請負人は、この指針に基づき契約図書（工事請負契約書、設計書、図面、共通仕様書、特記仕様書、現場説明書及び質問回答書をいう。）に従い、契約目的物を履行しなければならない。

(管理の実施)

第2条 管理は、契約図書に基づき施工内容を把握し、適切な施工を行うため、工事の施工と並行して測定（検査、試験を含む。）等を行い、施工管理の目的が達成せられるよう実施しなければならない。

また、請負人は測定等の結果をその都度逐次管理図表、写真等に記録し、速やかにこれを監督職員に提出しなければならない。ただし、緊急工事、応急工事、維持工事等の工事において、次条の各号については監督職員の承認を得ることにより省略することができる。

(施工管理区分)

第3条 施工管理は、次の各号のとおりとする。

- (1) 工程管理
- (2) 出来形管理
- (3) 品質管理
- (4) 写真管理

(施工管理)

第4条 請負人は、工事を着手した場合は速やかに監督職員に着手の報告をしなければならない。また、工事の施工に際しては、一般者及び工事関係者の安全を確保し、関係法令等を遵守しなければならない。

2 請負人は、工事着手前に設計図書の照査を行い、あらかじめ契約図書に定められた事項を事前調査し、施工条件を把握し安全を確保した施工計画を作成しなければならない。なお、事前調査内容とは、地形、地質、気象、海象等の自然特性及び工事用地、支障物件、交通、周辺環境、施設管理者等の施工地域特性を言う。

3 施工計画書は、自然特性及び施工地域特性を十分把握したうえ、工事工程、現場組織、資機材、施工方法（仮設備を含む。）、段階確認計画、施工管理（工程、出来形、品質、写真等）、連絡系統、交通及び安全管理、現場作業環境、環境対策、再生資源利用の促進と建設副産物の適正処理方法等の必要な事項を計画し、監督職員に提出しなければならない。なお、施工計画書の作成については、「土木工事施工計画書（標準書式）の作成」によるが、詳細については監督職員と協議のうえ定めることができる。

4 請負人は、工事の影響による損害の恐れが認められる場合は、事前、追跡、事後等の調査を必要に応じ実施しなければならない。

5 請負人は、施工時において施工計画と施工条件等の相違又は状況等内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事に着手する前に施工計画書を変更しなければならない。

- 6 請負人は、工事の施工に際し現場発生品について、現場発生品調書を作成し、設計図書又は監督職員の指示する場所で、監督職員に引き渡しをしなければならない。
- 7 請負人は、契約図書に定められた段階確認の計画「段階確認計画表（標準書式）」を、監督職員に提示しなければならない。また、請負人は、確認指示等を得たうえで施工をしなければならない。
- 8 「段階確認実施表（標準書式）」は、前項の段階確認の計画表に従いこれを実施し、請負人は工事監督職員が確認した種別、位置測点、項目、方法、期日、指示事項及びその確認等の記録を保管し検査時等に提出しなければならない。
- 9 請負人は、工事が他の工事と重複施工になる場合は、監督職員と協議しなければならない。
- 10 請負人は、請負金額が500万円以上の工事については、工事期間中の作業内容と進捗状況を記載する工事日誌等を作成し監督職員に報告するとともに、検査時に提出しなければならない。
- 11 施工体系図は、施工組織のフローとしてすべての下請者について、下請者枠下欄に契約額と一次下請の合計額を記載し、下請負契約書の写しを添付し監督職員に下請契約締結の日から14日以内に提出しなければならない。

（工程管理）

第5条 請負人は、「高知市土木請負工事共通仕様書」に従い、次に掲げる工程表を工事内容に応じ作成し提出しなければならない。また、工程表は、計画と実績を比較検討のうえ、必要に応じ施行計画を見直さなければならない。

(1) 工事総合工程表（バーチャート工程表）（標準書式）

総合的な実施工程表を作成し提出するものとする。

(2) パーツによる工程表（ネットワーク工程表）（標準書式）

パーツ（ネットワーク）による工程表を、監督職員が指示するものについて作成する。

(3) その他工程表等（部分工程表等）（標準書式）

主要工種に対する工種別工程表又は細部工程表、工期末における短期工程表等の部分的な工程表については、監督職員の指示により作成するものとする。

- 2 請負人は、提出する工程表について監督職員と工程作業内容、工程遅延処置対応等を打ち合わせた上で提出するとともに、半月程度ごとに施工工程管理の報告を行わなければならない。また、完了日が遅延する恐れがある場合は監督職員に報告しなければならない。

（出来形管理）

第6条 請負人は、出来形を次に掲げる各号の事項に従い管理するとともに、別に定める「出来形管理基準及び規格値（高知県基準）」により、測定項目の工種及びその管理内容を実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形図表を作成し管理しなければならない。

(1) 出来形管理図書

ア 変更申請図書

設計変更のある全工事を対象に、金抜設計及び図書を作成するものとする。

- ・金抜設計書（内訳書、明細書、単価表、数量計算書等）
- ・変更申請図（平面図、縦断図、横断図、展開図、構造図等）

イ 施工経過図

請負金額1000万円以上の工事について、主な工種の施工において、1日あたりの出来形工程を

把握して作成するものとする。

ウ 完成図

全工事を対象に平面図，横断図，展開図，縦断図（必要に応じ）について，設計寸法とその上段に出来形寸法を（ ）赤書で対比し，作図するものとする。

エ 出来形管理図表（標準書式）

管理基準測点ごとの設計寸法と実測寸法を対比し，作成するものとする。

実測寸法は3段書きとし，上段には工事検査職員の測定寸法を，中段には監督職員の測定寸法を，また下段には請負人の管理寸法を記載するものとする。

オ 使用量一覧表

コンクリート等主要な材料及び水替ポンプ，土砂運搬車等の使用量等の一覧表及び交通誘導員集計表を作成すること。

(2) 現場出来形寸法

全工事を対象に現場の構造物等について，設計寸法と実測寸法をペンキ等で表示し，出来形管理図面等を作成する際の基準測点は，ペンキ，鋸，杭等で表示しなければならない。

2 出来形管理図書は，監督職員の承諾を受けて測量業者，設計コンサルタント等に委託し作成することができるものとする。また，請負人は，出来形図面を作成する場合，高知市が所有する設計原図等を監督職員の承諾を受けて利用することができる。

3 当該工事の部に定める以外，他の部に定める類似工事の工種及び管理内容を利用することができる。また，他の公共機関及び専門機関等の発行書物を参考に管理基準を使用することができる。この場合はその根拠を明記しなければならない。なお，これらによりがたい場合は，監督職員と協議の上別途定めることができる。

(品質管理)

第7条 請負人は，別に定める「品質管理基準（高知県基準）」により，管理区分及びその管理内容に応じ管理しなければならない。

2 請負人は，使用材料を監督職員の検査確認を受け，品質管理基準に定める試験項目，試験方法及び試験基準等の測定内容に応じ，試験値及び測定値を工程能力図又は品質管理図表，度数表等により管理を行わなければならない。管理資料は，原則として毎月1回監督職員に提示して，管理状況を打ち合わせるものとする。なお，検査において不合格になった材料については，その処理方法等確認できる資料を記録しておかななければならない。

3 請負人は，管理内容に応じて，工程能力図又は品質管理図表（ヒストグラム， $X-R$ ， $X-Rs-Rm$ ）等を作成するものとする。なお，ヒストグラム等を作成するための「品質管理技法（高知県基準）」を別に定める。

4 当該工事の部に定める以外，他の部に定める類似工事の試験項目及び管理内容を使用することができる。また，他の公共機関及び専門機関等の発行書物を参考に管理基準を使用することができる。この場合はその根拠を明記しなければならない。なお，これらによりがたい場合は，監督職員と協議の上別途定めることができる。

(規格値)

第8条 請負人は，管理基準により測定した各実測値は，別に定める「出来形管理基準（高知県基

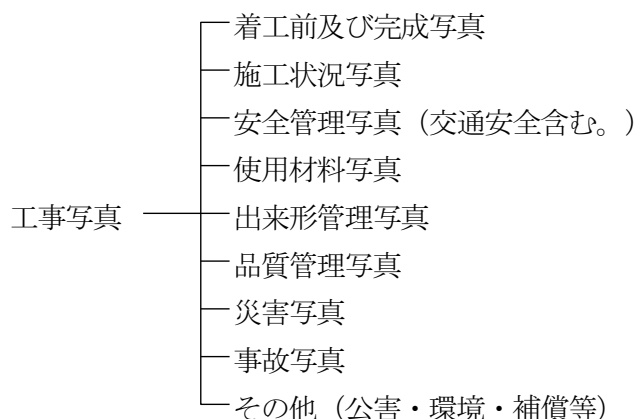
準) 」及び「品質管理基準 (高知県基準) 」の規格値を満足しなければならない。また、施工計画高 (上げ越) 等承諾工事の規格値は、承諾した施工計画高を含むものとする。なお、災害等の不可抗力により規格値を満足できない場合は、直ちに監督職員に報告しその指示に従わなければならない。

(写真管理)

第9条 写真管理は、次の各号のとおりとする。

(1) 写真管理の分類

写真管理の分類は、次のとおりとする。また、写真を管理する基準については、区分及び撮影項目時期等について、「写真管理基準 (高知県基準) 」を準用するものとする。



(2) 撮影基準

ア 請負人はあらかじめ設計図書等で指定されたもの、又は監督職員の指示によるものについては、その指示した項目、頻度、方法等により撮影するものとする。

イ 工事写真の撮影にあたっては、工程にあわせ撮影時期等を確認し、又、出来形管理測定箇所と共通する箇所 (例えば測点ごと又は断面変化点ごと) を選び、関連づけた撮影を行わなければならない。

ウ また、撮影の被写体とともに、次の項目のうち必要事項を記載した小黑板等を写しこむものとする。なお、小黑板等の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理することとする。

- ① 工事名
- ② 工種等
- ③ 測点 (位置)
- ④ 設計寸法
- ⑤ 実測寸法
- ⑥ 略図
- ⑦ その他、工事監督職員立会者氏名等の必要事項

(3) 写真の省略

工事写真は、次の場合は省略できるものとする。

- ① 品質管理写真については、公的機関で実施された品質証明書を整備できる場合
- ② 出来形管理写真については、完成後明視でき容易に測定可能な箇所

(4) 色彩, 寸法及び形式

ア 色彩

工事写真は、カラーフィルムのカラープリントまたは、デジタルカメラの場合は、カラープリンター300dpi以上とする。

イ 寸法

写真の大きさは、サービス版サイズ程度とし、監督職員が必要に応じ指示する場合は、請負人はこれに従うとともに、工事写真等を、A4版の大きさの工事写真帳に整理するものとする。

完成写真・中間写真は全ての工事について、キャビネ版又はキャビネ版のパノラマ写真（つなぎ写真可）を原則とするが、デジタルカメラ使用のカラープリントも可。ただし、紙質については、中程度以上とする。

ウ 形式

工事写真の撮影機の形式は、ネガフィルムを使用するスチールカメラまたは、デジタルカメラとする。なお、デジタルカメラ等の電子媒体による場合の留意事項は次のとおりとする。

- ① 工事写真とともに原本を1部提出する。
- ② 原本は、電子媒体とする。
- ③ 電子媒体は、CD-R（650MB以下、ISO09660フォーマット）を原則とし、提出時における有効画素数を80万画素以上としなければならない。但し、これ以外の電子媒体の場合については、監督職員と協議するものとする。
- ④ 電子媒体のフォルダ構成及び名称については、監督職員と協議するものとする。
- ⑤ 電子媒体の記録画像ファイル形式は、JPEG形式（非圧縮～圧縮率1/8まで）を原則とし、これ以外による場合は監督職員と協議するものとする。
- ⑥ 画像編集等は、画像の信憑性を考慮し、原則として画像編集は認めない。
- ⑦ 工事写真帳は四つ切フリーアルバム又はA4版とし、写真の大きさはサービスサイズ程度とする。
- ⑧ 成果品の電子納品において、納品前には、必ず以下の各項目に従ってウィルス対策を行う。
 - ・請負人は、納品すべき再修成果品が完成した時点で、ウィルスチェックを行う。
 - ・ウィルス対策は特に指定しないが、シェアの高いものを利用する。
 - ・最新のウィルスも検出できるように、ウィルス対策ソフトは常に最新のデータに更新（アップデート）したものを利用する。

(5) 施工状況写真

工種毎に主要な施工中の状況等を、工事施工段階の記録として撮影しなければならない。また、工事着手前、工事途中、完成の写真が相互に関連するように、工事箇所の全体的な状況写真を撮影し、工事工程が段階的に概況把握できるよう写真管理を行わなければならない。

(6) 出来形管理写真

外面から明視できない部分の出来形寸法等は、記録として撮影しなければならない。また、監督職員が立会確認した場合の写真撮影は、監督職員の指示によるものとし、出来形管理写真として整理する。ただし、監督職員がやむを得ず立ち会うことのできない場合は、適宜な方法の指示を受け、出来形寸法や作業状況等が確認できる写真撮影を行い、その結果の確認を得なければならない。

(7) 品質管理写真

品質管理における試験，検査及び測定時には監督職員が立会い，確認し写真撮影することを原則とする。ただし，監督職員がやむを得ず立ち会うことのできない場合は，請負人は監督職員がその都度指示する適宜の方法に従い，その結果の確認を得なければならない。

(8) 災害写真

工事中における災害については，請負人は災害以前の管理資料と災害後管理資料の比較を，次の事項を考慮して撮影しておかなければならない。

ア 被災状況を確認できるように，洪水，漏水，決壊，崩壊等の状況及び臨機の措置の施工等を撮影すること

イ 撮影は，工事箇所付近の災害状況，被災箇所全域状況等，又，被災箇所の寸法等が判別できるよう撮影すること。

(9) 事故写真

請負人は，事故箇所の発生前，発生直後，発生後の事故状況がわかる写真及び，安全対策実施状況等を撮影し，監督職員に提出しなければならない。

(10) その他（公害，環境，工事損害影響写真）

請負人は，工事により第三者の物件等に損害の影響が考えられる場合は，事前，施工中，事後の工事影響のわかる調査写真を撮影し，監督職員に提出しなければならない。また，環境対策として，イメージアップ等の各施設設置状況等を撮影すること。

(品質証明)

第10条 請負人は，設計図書で品質証明の対象と明示された場合には，品質証明に従事する者が事前に品質確認を行い，検査時にその結果を所定の様式により，監督職員に提出しなければならない。

(検査)

第11条 請負人は，工事検査に際しこの指針に定める管理資料等を，監督職員に提出しなければならない。

(その他)

第12条 この指針によりがたいものは，監督職員と協議のうえ別途定めることができる。又，この指針に定めるほか必要と認める管理方法等について適宜追加することができる。なお，施工途中で管理が必要となったものは，協議の上，実施できるものとする。

附 則

この指針は，平成21年4月1日から施行する。

附 則

この指針は，平成22年4月1日から施行する。

土木工事施工計画書（標準書式）の作成

土木工事における施工計画書については、別に定める「高知市請負工事共通仕様書」（以下「仕様書」という。）に提出を義務づけているが、次の事項により作成区分、作成方法等を定める。

1. 作成区分

作成区分として、一工事、二工事、三工事に区分する。

- (1) 一工事 ○ 当初請負金額が3000万円以上の工事
- (2) 二工事 ○ 当初請負金額が1000万円以上3000万円未満の工事
- (3) 三工事 ○ 当初請負金額が130万円を超え1000万円未満の工事
- (4) 提出を省略できる工事
 - 緊急を要する工事
 - 当初請負金額が130万円以下の工事

2. 作成方法

施工計画書は、「仕様書」において「受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を提出しなければならない。」と規定しており、次の事項を作成区分により記載しなければならない。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 主要船舶・機械
- (5) 主要材料
- (6) 施工方法（仮設備計画を含む）
- (7) 施工管理計画
- (8) 緊急時の体制
- (9) 交通管理
- (10) 安全管理
- (11) 現場作業環境の整備
- (12) 環境対策
- (13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (14) その他

以上の項目について、受注者は契約図書に指定されている事項を工事実行計画に基づき記載しなければならない。

また、工事中は施工計画書どおり実行されているか点検するとともに、内容に変更が生じる場合は、その都度当該工事に着手する前に施工計画書を変更しなければならない。

3. 目次別，一工事・二工事・三工事別一覧表

一 二 三

一般工事

- ※ 一：一工事
 二：二工事
 三：三工事
 ○：必要
 ー：不要
 ※：条件により必要

(1) 表紙	○	○	○
目次	○	○	○
(2) 打合せ記録	○	○	○
(3) 工事概要			
① 工事概要	○	○	○
② 施工特性	○	○	○
(4) 計画工程表（総合工程表）	○	○	ー
(5) 現場組織			
① 現場組織表	○	ー	ー
② 現場職員経歴表	○	ー	ー
③ 施工体制台帳（下請ある場合）	○	○	○
④ 施工体系図（下請ある場合）	○	○	○
(6) 主要船舶・機械	○	○	ー
(7) 主要材料	○	○	○
(8) 施工方法（仮設備計画含む）			
① 作業フロー	○	※	※
② 施工方法	○	※	※
③ 仮設備計画	○	○	○
(9) 施工管理			
① 下請管理（下請ある場合）	※	※	※
② 工程管理計画	○	○	ー
③ 品質管理計画表	○	○	ー
④ 出来形管理計画表	○	○	ー
⑤ 写真管理計画表	○	ー	ー
⑥ 段階検査計画表	○	○	ー
⑦ 工事損害影響調査	○	○	※
⑧ 気象管理	○	○	ー
(10) 緊急時の体制			
① 連絡系統図	○	○	○
② 緊急体制組織	○	○	○
③ 緊急出動人員等	○	○	○
(11) 交通管理	○	○	※
(12) 安全管理			
① 工事安全管理対策	○	○	○
② 第三者施設安全管理対策	○	○	○
③ 工事安全教育等	○	○	○
④ 現場備品整備	○	○	○
(13) 現場作業環境の整備	○	ー	ー
(14) 環境及び地元対策	○	○	※
(15) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	○	○	○
① 再生資源の利用の促進計画			
② 産業廃棄物計画			
(16) その他	※	※	※

4. 施工計画書の作成要領

(1) 表紙の記載事項及び目次

- 工事番号
- 工事名
- 工事場所
- 表題（施工計画書）
- 年月日
- 受注者名

(2) 打ち合せ記録

- 出席者 両者複数
受注者→ 現場代理人，主任技術者又は監理技術者及び現場業務の担当者等
発注者→ 工事を担当する工事監督職員及び総括監督員
- 打ち合せ記録
打ち合せは，当初から最終までの内容を整理記録すること。

(3) 工事概要

① 工事概要

- 工事番号
- 工事名
- 工事場所
- 工期
- 請負金額
- 工事内容等

② 施工特性

工事箇所周辺の地域地形等の土地利用や近接状況，自然環境と施工時期（降雨時期，出水，渇水時期等），また，施工実行計画における制約条件等（作業時間，交通形態と制限，自然保護等），工事施工条件となりうるものを把握し，施工実行計画作成の条件として工事現場作業及び地域周辺全体の安全性，施工性について記載するものである。

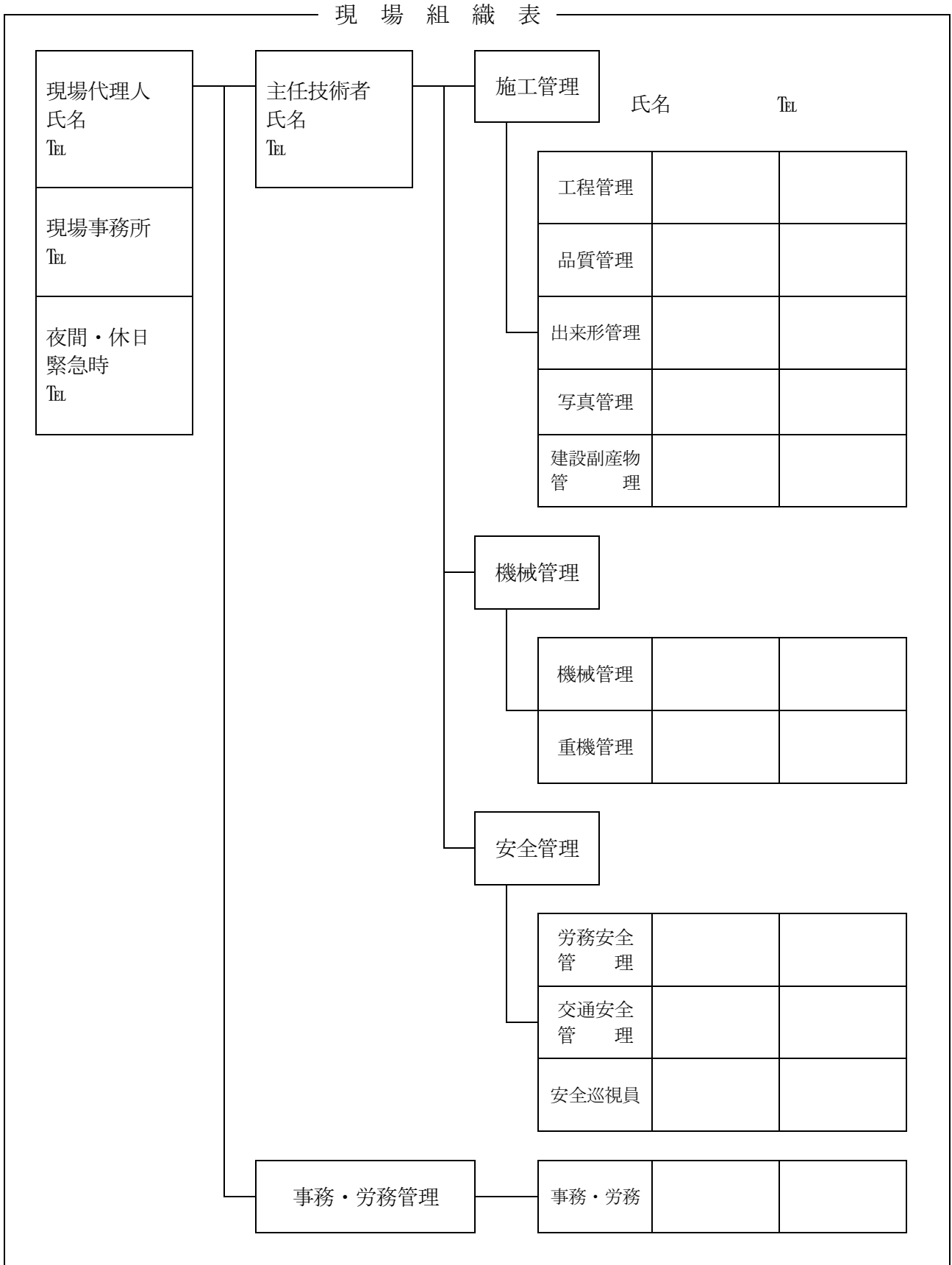
位置図（1/20000程度），工事平面図（A版縮小図）を添付。

(4) 計画工程表

- 契約工期の繰越が見込まれるものは，監督職員と協議のうえ標準工期による工事総合工程表を作成すること。
- 作成に際し進捗率の曲線は，バナナ曲線を描く工程内容を心がけ，定められた期間に余裕のある工期工程を目指した，工程表を作成すること。
- 工程の中期，後期には，工程の遅れを回復できる作業工程を検討しておくこと。
- 施工に際しては，常に計画工程を上回る実績工程を確保すること。
- 工程進捗率については，毎月15日及び月末に計画と実績の出来高を監督職員に報告すること。
- 重複作業，時間設定作業，詳細な工程が必要な場合は，パーツ工程表，部分工程表等を作成しなければならない。

(5) 現場組織表

① 現場組織表



※ 記入上の留意点（現場組織表）

- 工事に従事する構成員による現場組織表を作成する。
- 現場代理人については、夜間・休日等の緊急連絡先を記入する。
- 施工管理については、それぞれの担当区分及び担当者氏名等を記入する。
- 監理技術者、専門技術者等を置く場合は、その氏名等を記入する。
- 品質証明（社内検査）対象工事は、品質証明員を記載する。

② 現場職員経歴表

- 現場職員経歴表は、氏名、年齢、経験年数及び資格名と資格番号等を記載するとともに、資格免許等の写しを添付。

③ 施工体制台帳

- 下請契約を締結したときは、下請負人の商号又は名称、下請負人が実施する工事の内容及び工期、その他国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成する。

④ 施工体系図

- 下請けがある場合に、工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成する。

(6) 主要船舶・機械

使用する主要な機械等について、契約目的物を適正に施工できる機械等の機械名、規格、台数、使用工種等を記載する。

(7) 主要材料

使用する主要な材料について、品名、規格寸法、予定数量、製造者、納入者名、品質証明、搬入時期等を記載するとともに、事前に使用承諾を得なければならない。なお、材料確認及び試験方法等については、品質管理計画表に記載すること。

(8) 施工方法

① 作業フロー

- 主要な工種毎の施工順序をフロー化し、施工方法の要点及び留意事項を記述する。

例：主要な工種（路側擁壁工）

以下の項目をフロー図化する。

抜開・測量・丁張り設置・床堀・基礎工・鉄筋組立工・型枠工・コンクリート打設工・打ち継ぎ工・養生工・埋戻し工・段階毎の確認等。

フロー図の中の以上の項目に、段階検査や簡単な施工方法等の要点、留意事項等を記載する。

② 施工方法

- 準備工から始まる各工種の施工順序毎、作業段階ごとに施工方法、施工要点、留意事項、関係機関との調整、地下埋設物等の支障物件等について図面を併用しわかりやすく記載する。

③ 仮設備計画

工事に関する仮設備の構造、配置計画について位置図、略図等を用いて具体的に記載する。また、安全を確認する方法として、応力計算等を添付する。

なお、受注者は、全ての仮設備において、応力計算等安全を確認できるものを備えて

おこななくてはならない。

その他、間接的設備として仮建設物、材料、機械等の仮置き場、プラント等の機械設備、運搬路、仮排水、安全管理に関する仮設備を記載する。

(9) 施工管理

仕様書及び別に定める「高知市請負工事技術管理指針」（以下「管理指針」という。）等に従い、次に定める事項を管理しなければならない。

① 下請管理

- 下請施工については、施工体制台帳、施工体系図を利用し、全ての下請施工について、下請契約書の写しを添付し提出しなければならない。

作成は施工体系図の写しに、下請負人枠の下欄に下請負金額を、また最下段に下請負金額の合計及び比率（合計金額、比率は再下請負以下を除く。）を記入のうえ下請契約書を添付し提出する。

② 工程管理計画

- 総合工程表に基づき、計画と実績を対比し管理を行う。
- 工事の実施過程で計画とのずれが生じた場合や、工事内容の変更（指示含む）があった場合は、必要に応じ計画工程を見直さなければならない。

③ 品質管理計画表

- 使用する材料等について、工種、種別、試験項目、試験方法、規格値、試験基準、摘要等を記載した品質管理計画を作成しなければならない。

④ 出来形管理計画表

- 「管理指針」に定められた基準に従い、工種、種別、測定項目、規格値、測定基準、摘要等を記載し、出来形管理計画を作成しなければならない。

⑤ 写真管理計画表

- 写真によって管理する工種、区分、撮影項目、撮影頻度、撮影時期及び摘要等を記載し、写真管理計画を作成しなければならない。

⑥ 段階確認計画・実施表

- 段階確認計画表

「仕様書」及び「管理指針」等に規定する監督職員の確認、立会い、承諾等を得て施工するものについては、当初設計、変更指示事項等の作業工程毎に、種別、確認項目、確認時期、確認の程度、協議指示等を記載する段階確認の計画表を作成しなければならない。

- 段階確認実施表

段階確認計画表の項目について、監督職員に前もって確認工程等を打合せ、段階確認を実施した記録を保管し検査時に提出しなければならない。

⑦ 工事損害影響調査

- 工事作業内容により考えられる影響調査については、「事前」「影響追跡」「事後」の各調査を、工事着手前に監督職員と協議のうえ、各々の専門家による調査をする。

- 通常は、「振動」「騒音」「水質汚濁」「水脈遮断」等が考えられる。

- 施工により第三者に損害の影響が考えられる場合は、工事損害事前調査の有無を

確認する。

- 工事損害事前調査がない場合は、監督職員と協議し、場合により受注者の責任において調査をする。
- 指定工法以外により工事を施工する場合は、受注者の責任において工事損害事前調査をすること。また、監督職員と協議すること。

⑩ 気象管理

- 陸上作業については、工事現場における降雨、気温、出水等過去のデータ及び地域聞き取り等により特徴を把握するとともに、これらを観測し作業工程に反映させ、また、安全管理に利用しなくてはならない。
- 海上作業については、気象状態、地形により波浪等は各現場で異なり、作業可能判定は一般的な天気予報での判断が困難なため、各現場において観測の必要がある。これら観測については監督職員と協議し定めること。

(10) 緊急時の体制

大雨、出水、強風等の異常気象時における作業現場の防災管理体制と災害発生時の対策及び作業現場内において事故発生または、その恐れがある場合の体制と対策、緊急出動可能人員及び機械機材等について記載する。

① 連絡系統図

- 現場事務所、現場代理人、主任または監理技術者、施工者の本社又は支店、隣接工事事務所及び現場代理人、主な工種の下請負人
- 発注者の事務所等（監督職員への連絡方法を含む。）
- 警察署等、労働基準監督署、消防署、病院、その他関係機関
- 通報責任者を指定し、氏名を記載

② 緊急体制組織

- 事故、災害発生時に即応できるよう、災害対策組織を編成し記載する。
- 不慮の事故が発生した場合には、早急に発注者に報告を行う。

③ 緊急出動人員等

- 職員及び作業人数
- 重機械類の種別規格等
- 機材資材の種類と数量等

(11) 交通管理

工事に伴う交通処理及び交通対策について現場状況に応じた交通処理計画を記載する。
迂回路を設ける場合には、迂回路の図面及び安全施設、案内標識の配置図並びに交通誘導員等の配置についても記載する。

工事施工にあたっては、交通渋滞を抑えるため、路線の交通特性等を十分検討（交通ピーク時をはずす、事前告知等）のうえ、規制計画をたてる。

また、具体的な交通施設設置計画、交通誘導員等の配置計画、支道及び出入り口対策、主要資材の搬入搬出経路、指定された工事用道路の維持管理・補修方法、過積載防止対策等について記載する。

(12) 安全管理

工事作業による、作業員及び地域周辺の安全を期するための組織体制と安全教育等を行

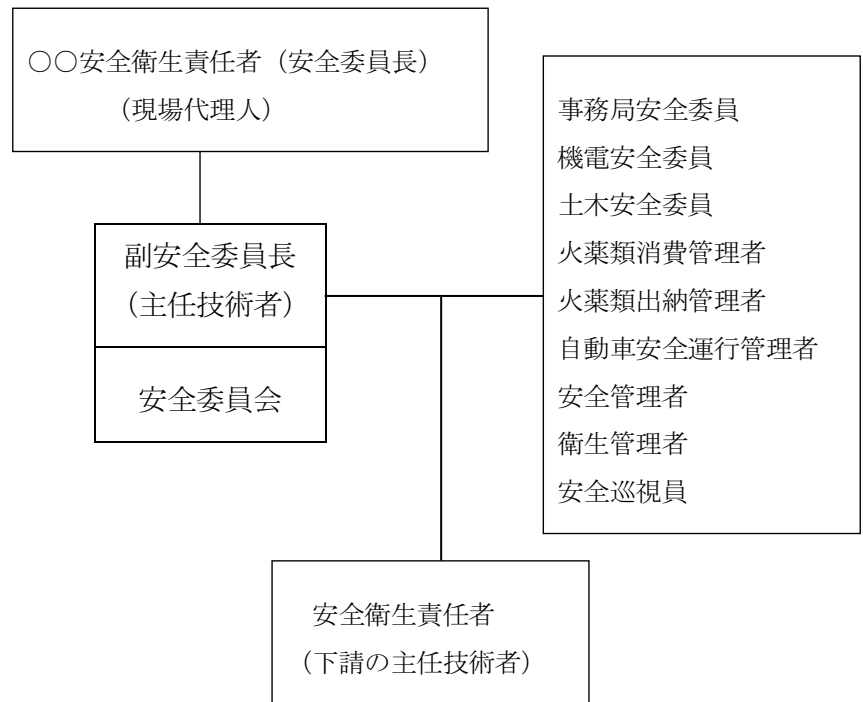
い、安全の確保を図るための管理について記載する。

安全管理に必要な各々の責任者や組織体制及び活動方針を記載し、着手から工事引渡し完了までの期間は、作業員を始め第三者の安全を確保する。

① 工事安全管理対策

(a) 安全管理組織（安全協議会等を含む。）

労働安全衛生法で定められた責任者に応じて、氏名等各々記載する。



(b) 安全協議会等の組織の結成

工事現場が近接工事，重複工事等により，地域が煩雑となる場合は，関連する受注者及び下請負人は，安全協議会等の組織を結成し，安全の確保を図らなくてはならない。

(c) 作業安全管理

主な工種の施工について，作業内容方法に対して，安全対策項目を列記する。

例：山腹掘削工

- ☆ 地形状況，気象予報等の確認
- ☆ 降雨集水経路，漏水，含水量等作業施工条件の確認
- ☆ 掘削時監視要員の配置及び作業員の避難方法，場所の確保
- ☆ 地山土質の締め固まり度等の確認
- ☆ 掘削作業員の安全保安防護具の装着の確認
- ☆ 作業中の下方通行安全確保等の確認
- ☆ 落石等の仮設防護柵設置及び補修点検の確認等

(d) 安全確認体制

- 危険物取扱と保管安全確認
- 作業方法手順の安全確保と安全確認等
- 作業有資格者と免許の確認

- 作業安全保安防護具の着用確認
- 作業機械等の整備点検等
- 保安設備の設置及び点検補修の確認
(工事, 交通, 安全等標識, 足場安全防護柵等)
- 工事期間中の安全パトロール
(工事期間中は, 安全管理組織において現場パトロール体制や保安要員を定め安全を図る)
- 事故発生被災者宅等連絡方法
- その他必要事項

② 第三者施設安全管理対策

家屋, 商店, 鉄道, ガス, 電気, 上下水道等の第三者施設に近接して工事を施工する場合は, 事故等を想定した応急対策を計画する。

③ 工事安全教育等

工事安全管理活動として, 教育, 訓練及び活動計画等の安全管理実施予定計画を作成し参加人員, 開催頻度等の実績を記録する。

④ 安全衛生教育

現場に労働者を新規雇い入れた場合または, 作業内容を変更した場合は, 労務安全管理により教育を行う。教育終了後, 作業に従事した者について, 安全な行動が定着するまで指導する。

⑤ 安全管理活動

朝礼, K Y (危険予知) 活動, 安全会議, 安全訓練等の場所, 参加予定者, 内容, 頻度について記載し, 安全巡視員を定め現場内及び周辺の監視・連絡による安全確保を行う。

工事着手後, 作業員全員の参加により月当たり, 半日以上の時間を割り当て, 定期的に安全に関する研修・訓練等を実施する。

⑥ 現場備品整備

契約書, 仕様書, 設計図書, 「管理指針」及び労働安全衛生法等の関係法令並びに技術指針等, その他工事施工に必要と思われる参考書を備付け, 施工の各段階ごとに確認を行う。

(13) 現場作業環境の整備

現場作業環境の整備に関して記載する。

① 仮設関係

- 工事説明・工事完成予想図の掲示
- 仮囲いの美装, フラワーポット等の設置

② 安全関係

- バリケードのカラー化及びイメージキャラクターの貼り付け
- 工事標識のマンガ化

③ 営繕関係

- 現場事務所内外の高級化及び内外の美装化
- 作業員休憩所・食堂の設置と貼り付け

- 手洗い・洗面台の設置
- ④ イメージアップ対策の内容
- ⑤ その他

(14) 環境及び地元対策

現場周辺の環境保全について対策，方法等を記載する。

工事施工あたって配慮すべき対策項目は，

- 工事関係＝ 工事施工の周辺住民等への周知，施工工程の周知，作業日作業時間等周知，苦情処理対策等
- 公害関係＝ 騒音，振動，排水，塵埃，煤煙，粉塵，水質汚濁等
- 交通関係＝ 工事車両，資材運搬車両等の関係車両による沿道障害等
- 作業関係＝ 作業障害，作業員地元対応，工事用地外の土地使用等
- 現場関係＝ 作業資材等の整理整頓，作業終了時整理と安全，工事完成後の整理整頓等

(15) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

建設副産物対策の責任者を定める。

① 再生資源利用計画書・実施書，再生資源利用促進計画書・実施書

建設副産物の取扱いは，リサイクル法で作成が義務づけられた工事について，再生資源利用及び再生資源利用促進の計画書と実施書を作成し提出しなければならない。

② 産業廃棄物計画書・実施書

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃掃法）に関するものについては，種類，産業廃棄物判定方法及び処理委託業者名（建設廃棄物を運搬（委託）・処分を行う場合），廃棄場所等による計画書を作成し，実施書をマニフェスト等により管理し，提出しなければならない。

(16) その他

- 工事に関する官公庁等への手続き
- 法令，条例等の申請及び許可
- 社内検査等の方法
- 設計，施工等工事に対して提案事項
- その他工事に必要と思われる事項を記載

高知市請負工事検査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、工事の請負契約の履行の確保のために行う検査（以下「工事検査」という。）を適正かつ効率的に執行するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事検査職員 高知市契約規則（昭和40年規則第4号。以下「規則」という。）第50条に規定する検査職員をいう。
- (2) 検査責任者 高知市職務権限規程（平成6年庁達第8号）第15条の規定に基づき工事検査職員を指名することについて専決の権限を有する者をいう。
- (3) 工事課長 工事を所管する課の長をいう。
- (4) 監督職員 規則第51条に定める職務を行う職員をいう。

(工事検査の種類)

第3条 工事検査の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 完成検査 工事の全部又は一部が完成した場合に、その工事が契約図書に従い適正に施行されたかを確認するために行うもの
- (2) 出来高検査 工事の請負契約において工事が所定の工程に達し、請負人から出来形部分確認請求があった場合、工事の完成が遅延したため違約金を徴収する必要がある場合又は工事の進捗状況を把握するため必要がある場合に、その出来高を確認するとともに、契約図書に従い適正に施行されたかを確認するために行うもの
- (3) 中間検査 工事を適正に施行させるため、高知市請負工事監督実施要綱（平成21年2月5日制定。以下「監督要綱」という。）第16条の規定により監督職員から要請があった場合に、施工段階における工程、品質、出来形等について契約図書に従い適正に施行されたかを確認するとともに、査察及び指導を目的として行うもの
- (4) その他の検査 前3号に掲げるもののほか、検査責任者が必要と認めたもの

(検査依頼)

第4条 工事課長は、第8条第1項の規定による工事検査を行うとき又は工事検査が必要と認めるときは、工事検査依頼書により、検査責任者に工事検査を依頼しなければならない。

(検査職員の指名等)

第5条 検査責任者は、前条の依頼を受けたときは、別に定める基準に基づき、工事検査1件ごとに工事検査職員及び当該工事検査に立ち会う職員（以下「検査立会者」という。）を指名し、検査職員指名書及び工事検査通知書により工事課長に通知しなければならない。

2 検査責任者は、工事検査職員を指名する場合において必要と認めるときは、1件の工事検査について、2人以上の工事検査職員を指名することができる。この場合において、検査責任者は、各工事

検査職員の分担する職務を指示しなければならない。

(服務)

第6条 工事検査職員は、工事検査を行うに当たっては、常に厳正公平な態度を保持し、事実に基づいて判定しなければならない。指導に際しては、懇切に行わなければならない。

(立会い)

第7条 工事検査職員は、工事検査の実施に当たっては、工事監督職員（監督要綱第2条第2項に規定する工事監督職員をいう。以下同じ。）、検査立会者及び請負人又はその代理人を立ち合わせなければならない。ただし、検査立会者については、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(工事検査の実施)

第8条 市長は、請負人から工事完成届又は出来形部分確認請求書を受領したときは、別に定めるところにより、請負人が工事目的物を適正に施工し、又は完成しているかを確認するための工事検査を実施しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出又は請求を受領した日から14日以内に当該工事検査を完了しなければならない。ただし、特別な事情があると認める場合は、7日を限度として期限を延長することができる。

(検査の特例)

第9条 工事検査職員は、工事使用製品及び工事使用材料のうち、日本工業規格その他の諸規定に定めのあるものを検査する場合においては、製造者の試験記録等又は試験機関の検定に基づいたものを、これに代えることができるものとする。

(工事の検査結果報告)

第10条 工事検査職員は、工事検査において、別に定めるところにより、工事の実施状況、出来形、品質、施行及びその管理並びに出来栄等について、それぞれ合否を判定するものとする。

2 工事検査職員は、工事検査の結果、当該工事に軽易な手直し等の措置が必要である場合は、工事検査記録に指示する内容等を記述し、現地又は書類等により確認するものとする。

3 工事検査職員は、第1項の規定により合否を判定したときは、次の各号に掲げる工事検査の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類等を検査責任者に提出し、その判定結果を報告しなければならない。

- (1) 完成検査 完成検査調書、工事成績評定表及び必要な工事検査写真等
- (2) 出来高検査 出来高検査調書及び必要な工事検査写真等
- (3) 中間検査 中間検査報告書及び必要な工事検査写真等
- (4) その他の検査 検査責任者及び工事検査職員が報告を必要と認めた書類、図面、写真等

(検査結果の決定)

第11条 検査責任者は、前条第3項の規定により工事検査職員から工事検査の判定結果の報告を受けたときは、総合的な判断の下、当該工事検査の結果の決定を行わなければならない。

2 検査責任者は、前項の規定により工事検査（完成検査及び出来高検査に限る。以下この項において同じ。）の結果を合格と決定したときは、市長に報告するものとし、当該報告を受けた市長は、速やかに当該工事検査の結果を完成検査合格通知書又は出来高検査合格通知書により請負人に通知しなければならない。

3 第1項の規定により工事検査の結果を不合格と決定した場合における工事の手直し等の措置については、別に定めるところによる。

（工事成績の評定）

第12条 監督職員及び工事検査職員は、別に定めるところにより工事成績の評定を行わなければならない。

（適用除外工事）

第13条 この要綱の規定は、予定価格が130万円以下の工事については、適用しないことができる。

（書類等の様式）

第14条 この要綱の規定に基づき作成し、又は提出する書類等の様式は、別に定める。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、工事検査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に請負契約を締結した工事の検査については、なお従前の例による。

高知市土木請負工事検査技術指針

(趣旨)

第1条 この指針は、高知市請負工事検査実施要綱における土木工事に係る技術的指針を定めることにより、検査業務の適切な実施を図ることを目的とする。

(検査の内容)

第2条 検査は、次の各号に基づき工事の実施状況、出来形、品質及び出来栄えについて、合否の決定を行うものとする。

- (1) 契約図書（工事請負契約書、設計書、図面、共通仕様書、特記仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）
- (2) 高知市土木請負工事技術管理指針（以下「管理指針」という。）
- (3) 工事に関する承諾書及び指示及び打合せ簿
- (4) その他、工事検査職員が必要と認めたもの

(工事実施状況の検査)

第3条 工事実施状況の検査は、契約図書の履行状況、段階確認、工程管理、安全管理及び工事施行状況等の工事管理状況に関する各種の記録（写真、ビデオによる記録を含む。以下「各種の記録」と言う。）と、契約図書とを対比し、下表内の各項目に留意して行うものとする。

項目	関係書類	内 容
契約書等の履行状況	契約書、仕様書等	指示、承諾、協議事項等の処理内容、支給材料、貸与品及び工事発生品の処理状況 その他契約書等の履行状況
施工体制	施工体制台帳等	適正な施工体制の確認状況
工事施行状況	施工計画書、工事打合せ書、その他関係書類	工法研究、施工方法及び手戻りに対する処理状況、現場管理状況
施工管理	工程管理、品質管理、出来形管理、写真管理等	「管理指針」等の管理状況及び進捗内容、材料製造者の仕様書及び製作図等による管理状況及び進捗内容
安全管理	契約図書、工事打合せ書等	安全管理状況、交通処理状況及び措置内容、関係法令の遵守状況

(出来形の検査)

第4条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別に定める出来形寸法検査基準に基づき行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず，外部からの観察，出来形図，写真等により当該出来形の適否を判定することが困難な場合は，工事検査職員は契約図書の定めるところにより，必要に応じ破壊等の検査を行うことができるものとする。

（品質の検査）

第5条 品質の検査は，品質及び品質管理に関する，各種の記録と設計図書とを対比し，別に定める品質検査基準に基づき行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず，外部からの観察，品質管理の状況を示す資料，写真等により当該品質の適否判定することが困難な場合は，工事検査職員は契約書及び仕様書の定めるところにより，必要に応じ破壊等の検査を行うことができるものとする。

（出来栄の検査）

第6条 出来栄の検査は，仕上げ面，とおり，すり付け等の程度及び全般的な外観について目視観察等により行うものとする。

（検査の実施）

第7条 検査は契約の履行内容が契約書，仕様書及び設計書その他関係書類に基づいた適正なものになっているか否かを，現地に行って確認することを基本とし，適正な履行の確保を図るとともに，不適正な履行を排除することを目的とするものである。

2 検査実施にあたっての個別項目に対する検査の方法は，別に定める検査方法に基づき行うものとする。ただ，検査基準及び検査方法の検査内容及び検査密度については，工事検査職員は工事内容，施工状況等を勘案し，別に指示することができる。

（雑則）

第8条 この技術指針に定めるもののほか，工事検査の実施に関し別途細目を定めることができる。

付 則

この指針は，平成21年4月1日から施行する。

土木工事出来形寸法検査基準

一般土木工事

工 種		検 査 内 容	検 査 密 度
共 通	矢板工	基準高・変位・根入長・延長・傾き	50mに1箇所以上 (50m以下は2箇所以上)
	法枠工	法長・間隔・幅・延長・法	
	吹付工 植生工	厚さ	300㎡未満は3箇所 300㎡以上600㎡未満は6箇所 600㎡以上は10箇所以上
	基礎工、杭	基準高・根入長・偏心量	5本に1箇所以上 (5本以下は2箇所以上)
	ブロック・石積(張)工	基準高・法長・厚さ・延長・法勾配	50mに1箇所以上 (50m以下は2箇所以上) 注水(石積張工は除く)は200㎡以上で2箇所(天端1箇所, 法面1箇所)以上
	コンクリート擁壁工	基準高・法長・厚さ・延長・法勾配	50mに1箇所以上 (50m以下は2箇所以上)
	舗装路盤工	基準高・幅員・延長・厚さ	50mに1箇所以上 (50m以下は2箇所以上) 厚さ(抜き取りコア数) 1000㎡未満は3箇所以上 1000~2000㎡は6箇所 2000㎡以上は1000㎡毎に1箇所追加
	舗装工	基準高・幅員・横断勾配・延長・平坦性・厚さ	
	地盤改良工	基準高・幅・厚さ・延長	100mに1箇所以上 (100m以下は2箇所以上)
土工	基準高・延長・幅・法長・法勾配		

河川	築堤護岸	基準高・幅・厚さ・高さ・法長・法勾配・延長	50mに1箇所以上 (50m以下は2箇所以上)
	浚渫(川)	基準高・幅・深さ・延長	
	樋門・樋管	基準高・幅・厚さ・高さ・延長	本体部, 呑口部につき構造図の寸法表示箇所の任意部分。函渠は同構造ごとに2箇所以上
	水門		
	根固め及び消波ブロック等	基準高・幅・延長・断面・個数・厚さ	50mに1箇所以上 (50m以下は2箇所以上)
道	道路改良等	基準高・幅・厚さ・偏心高さ・法勾配・延長	50mに1箇所以上 (50m以下は2箇所以上)
	橋梁下部	基準高・幅・厚さ・高さ・スパン長・変位	スパン長は, 各スパンごと その他は, 同種構造物ごとに1基以上につき, 構造図の寸法表示箇所の任意部分
	橋梁上部	部材寸法・基準高・偏心中心間距離・橋長・支間長・縦横断勾配・キャンバー・幅	主要部材について, 寸法表示箇所の任意部分 1支間ごとに寸法表示箇所の任意部分
	コンクリート橋上部	部材寸法・基準高・偏心中心間距離・橋長・厚さ・縦横断勾配・キャンバー・幅	
	トンネル	基準高・幅・厚さ・高さ・深さ・間隔・延長・打音・削孔	坑口を含め50mに1箇所以上 (50m以下は2箇所以上)
砂防・治山	砂防ダム 治山ダム	基準高・幅・厚さ・法勾配・延長	構造図の寸法表示箇所の任意部分
	流路 斜面对策	基準高・幅・厚さ・高さ・法勾配・延長	50mに1箇所以上 (50m以下は2箇所以上)

下水道工	開削	掘削深さ・掘削幅 基準高（管底高）・ 勾配・総延長・ 延長（区間，SS）・ 基礎幅・厚さ	50mに1箇所以上 (50m以下は2箇所以上)
	推進工	基準高（管底高）・中心 線の変位(水平)・勾配・ 総延長・延長（区間，s s)	50mに1箇所以上 (50m以下は2箇所以上)
	シールド工	<一次覆工> 基準高・中心線の変位 (水平)・延長(人孔間)・ 総延長	50mに1箇所以上 (50m以下は2箇所以上)
		<二次覆工> 基準高（管底高）・中心 線の変位(水平)・二次覆 工厚・仕上がり内径・勾 配・延長(人孔間)・総延 長	
	マンホール	基準高（管底高）・ 人孔天端高 特殊人孔の場合 内幅・高さ・壁厚	5基に1箇所以上 (5基以下は2箇所以上)
	立坑	基準高(掘削底面・底版 コンクリート) 内幅・深さ	5箇所に1箇所以上 (5箇所以下は2箇所以上)
	取付管	延長・勾配	
	補助地盤改良工	注入量・注入本数・ 注入圧・注入速度，ステ ップ長	
その他	その他構造物	工事に応じ，基準高・ 幅・厚さ・高さ・深さ・ 法長法勾配・変位間隔・ 延長等	工種構造物ごとに適宜決定する

森林土木工事

治山・林道開設	木製ダム	基準高・幅・厚さ・ 法勾配・延長	構造図の寸法表示箇所 の任意の部分
	中心線 縦断・路面	I Pの位置(交角)・I P 間距離・偏心・基準高・ 全幅	100mに1箇所以上 (100m以下は2箇所以上)
	上記以外の工種	一般土木工事の部に準ずる	

農業土木工事

共通	砂利舗装	厚さ・幅・延長	200mに1箇所以上 ただし、200m以下は2箇所以上	
	プレキャスト水路工	基準高・高さ・幅・延長	幹線については、100mに1箇所以上 ただし、100m以下は2箇所以上	
	道路工		土木工事の部に準ずる	
	法面工(土羽)	法勾配・法長・芝工	1工事あたり3箇所以上	
ほ場整備工事	雑物除去	石礫等	写真等で確認	
	湧水処理	基準高・延長	管理図と段階確認の結果を照合	
	基盤整地	基準高	1工事あたり3箇所以上。ただし、1箇所は3点以上を測定したものの平均値(表土均平後の検査の場合は、管理図と段階確認の結果を照合)	
	表土整地	厚さ・基準高		
	暗渠排水工	布設深・間隔・延長	管理図と段階検査結果を照合	
	用排水路工	コンクリート2次製品		プレキャスト水路工に準ずる
		現場打ち水路	基準高・幅・厚さ・ 高さ・深さ・延長	50mに1箇所以上 ただし、50m以下は2箇所以上
	道路工(砂利道)	基準高・幅・延長	50mに1箇所以上 ただし、50m以下は2箇所以上	
	その他構造物	工事に応じ、基準高 幅・厚さ・高さ・深さ・ 法長法勾配・変位間隔・ 延長等	一般土木工事の部等を参考に適宜決定する	

管水路工	管体基礎工 管体工	布設深・延長・その他	管理図と段階検査結果を照合
	通水試験	水張り試験・水圧試験	全区間を管理図と段階確認の結果を照合
	その他構造物	工種に応じ，基準高・幅・厚さ・高さ・深さ・法長・法勾配・変位・間隔・延長等	一般土木工事の部等を参考に適宜決定する
上記以外の工種		一般土木工事の部等を参考に適宜決定する	

※ 下水道 処理場・ポンプ場は，当分の間下水道関係書によることとする。

※ 公園 「公園緑地工事施工管理基準（国土交通省 最新年度版）」によることとする。

※ 当該出来形検査基準にないものは、「高知県 建設技術者必携 建設工事技術管理要綱（最新年度版）」によること。

土木工事品質検査基準

工 種	検査内容	検査方法
材料	・品質及び形状は，設計図書等と対比して適切か	・観察，品質証明書により検査 ・場合により実測する
基礎工	・支持力は，設計図書と対比して適切か ・基礎の位置，上部との接合等は適切か	・主に施工管理記録及び観察により検査する ・場合により実測する
土工	・土質，岩質は，設計図書等と一致しているか ・支持力又は密度は，設計図書等と対比して適切か	・主に施工管理記録及び観察により検査する ・場合により実測する
無筋，鉄筋コンクリート	・コンクリートの強度，スランプ，塩化物総量値，アルカリ骨材反応対策，水セメント比等は，設計図書等と対比して適切か	・主に施工管理記録及び観察により検査する ・場合により実測する ・シュミットハンマーは，300㎡に1箇所以上，又は，施工単位につき2箇所以上 ・必要によりコアで強度判定
構造物の機能	・構造物又は付属設備等の性能は，設計図書等と対比して適切か	・主に実際に操作し検査する
舗装路盤工	・路盤材料の合成粒度は，設計図書等と対比して適切か ・支持力又は締固め密度は，設計図書等と対比して適切か	・主に施工管理記録及び観察により検査する ・場合により実測する
アスファルト舗装工	・アスファルト使用量，骨材粒度，密度及び舗設温度は，設計図書等と対比して適切か	・主にすでに採取されたコア及び現地の観察並びに施工管理資料により検査する ・場合により実測する

テストハンマーによる強度推定調査の適正な実施について

- ①高さ5 m以上の鉄筋コンクリート擁壁
- ②内空断面積25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類
- ③橋梁上・下部工
- ④トンネル
- ⑤高さ3 m以上の堰・水門・樋門

ただし，上記いずれの工種についてもプレキャスト製品は除く

土木工事検査方法

一般土木工事共通

共通検査項目		
検査の項目		検査の方法
延長		起終点を基準として、各側点間の距離又は全延長を計測する
幅員，法長，法勾配 高さ，深さ		原則として測点並びに測点間について実測し，出来形寸法を確認する ※測点間とは，管理測点でない箇所も含むものである
計画高，縦断・横断，勾配	1	計画高は，必要あると認めたときは基準点(仮基準点を含む)による
	2	縦断，横断勾配は原則として測点間並びに測点について実測する
構造物	1	長さ，幅，高さ，厚さ，勾配等を実測して出来形寸法を確認すると共に，外観等を観察する
	2	コンクリート構造物については，テストハンマー（シュミットハンマー等）その他の方法で表面強度を判定する。また，打設方法，養生等についても適否を観察する
	3	重要なコンクリート構造物（床固，堰堤等）については漏水の有無を，削孔，注水等により確認する
	4	必要と認めたときは，一部破壊又は抜取検査を行う
	5	品質については，検査を原則とするが，関係資料により確認することができる
	6	各構造物の求められている機能を満足することを確認する
主要資材		規格，品質，数量，強度等を写真並びに関係書類その他実地検査により判定する
残土処理		設計土量の処理，並びに処理場所を必要であると認めたときは確認する
仮設工事	1	指定仮設については，原則として設計図書により検査をする
	2	指定仮設以外の仮設については，監督職員が提出を受けたものの資料による
写真による検査		基礎及び根入長等の掘り起こし検査ができがたいとき，又はその構造物に将来影響を及ぼす恐れがあるときは，監督職員から工事施工の実情を聞き，写真により判定する
品質管理		アスファルト舗装工事，コンクリート舗装工事及びコンクリート工事等の品質管理を資料により判定する
出来形管理		設計値と実測値を対比して記録した出来形図及び出来形管理資料等により判定する
跡片付け		現場の整理等を確認する
その他	1	検査は現地で測定することを原則とするが，特別の事由により現地において測定できない場合は，工事写真，品質管理資料，出来形図及び出来形成果表等で判定することができる
	2	この検査方法に記載されていないものは，検査職員の判定による

個別工事の検査方法

1. 一般施工

工 種	検査項目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
(1) コンクリート	コンクリート打込み数量	設計数量との対比	工事写真，出来形図及び出来形管理資料，コンクリート使用一覧表及び納品伝票で判定
	配合及びスランプ	設計配合及びスランプの適否の確認・塩化物含有量の確認	品質管理資料（骨材試験及び配合設計試験等）で判定
	コンクリートの強度	試験値の最低強度の確認，全試験値のバラツキの有無の確認	品質管理資料（破壊試験成績表），シュミットハンマー，必要により抜取コア強度で判定
	施工状況	配合の均等性の有無の確認，打込み状況の適否（まめ板，コールドジョイントの有無，隅部の施工状況，シュート方法，締め固めの状態等），養生方法の適否，練りまぜから打ち終わりまでの時間，脱型時期の適否，雨天時の場合の対策，各構造物に適した打設速度の確認	現地観察，必要により注水検査又は抜取コアで判定 品質管理資料
	打継目の位置	重要構造物のコンクリート打ち継目位置の確認 一区画打ち継目の施工状況（処理方法）	現地測定及び工事写真 必要により注水検査及び抜取コアで判定
(2) 土工一般	基準高，延長，深さ，法勾配，幅，厚さ	設計図書との対比，床掘，掘削は計画深度以上の深掘の可否	現地測定，工事写真及び出来形図及び出来形管理資料で判定
	土質又は岩質	設計との対比 埋戻し土質の適否 地山に適した勾配の確認	現地観察及び土質調査資料で判定
	残土処理	残土量及び残土処理場の確認	現地観察，工事写真及び管理資料で判定
	盛土の締固め	各層転圧状況の確認 （転圧機種，転圧回数，	現地観察，工事写真及び品質管理資料で判定

		締固め密度，巻き出し厚)	
(2) 土工一般	その他施工状況	床堀，床面の不陸状況，埋戻し搗き固め状況 埋戻し跡の表面不陸の状況 盛土の余盛りの程度 盛土の表面排水処理状況及び路肩の状況 湧水等の処理方法 高盛土の沈下管理	現地観察及び工事写真で判定
(3) 石積張工（修景工等を除く），ブロック積張工	基準高，延長，法勾配，法長，幅，厚さ	設計図書との対比	現地測定，工事写真，出来形図及び出来形管理資料で判定
	使用材料の品質，形状寸法	形状寸法，外観，重量及び圧縮強度	現地測定，必要により抜取検査，品質管理資料で判定
	基礎工	コンクリート基礎（コンクリート工の項参照）その他の基礎施工状況の確認	現地測定，工事写真，出来形図及び出来形管理資料で判定
	その他の施工状況	積方，合端の施工状況の確認 法面の「はらみ」の有無 胴込めコンクリート，裏込コンクリート，裏型枠栗石の填充状況，水抜き穴の配置方向及び穴通りの状況 連結ブロックの連結材の接合方法	現地測定，注水検査（石積張工は除く200㎡以上）及び工事写真で判定
(4) コンクリート擁壁工（人工岩及びコンクリート基礎工含む）	基準高，延長，高法勾配，幅	設計図書との対比，断面形状の確認	現地測定，出来形図及び出来形管理資料で判定
	基礎工	基礎杭，基礎栗石等の施工状況	現地測定，工事写真，出来形図及び出来形管理資料等で判定
	コンクリート工	コンクリートの品質及び施工状況（コンクリート工の項参照）	現地測定，品質管理資料及びシュミットハンマー，必要により抜取コアの強度で判定

	その他の施工状況	基礎又はフーチングと躯体の取合施工状況 1区画のコンクリート打込み状況（打継目の処理） 目地材の材質，厚さの確認 縦方向の通りの状態 勾配	工事写真，必要により注水検査及び現地観察で判定
(5) 鉄筋工	数量	設計図書との対比	必要により納品伝票写等で判定
	使用材料の規格，寸法，強度等		現地測定及び工事写真で判定 ミルシート
	施工状況	鉄筋加工の適否 鉄筋間隔及び組立の正確度 鉄筋かぶりの確認 鉄筋継方法と位置の可否（重ね長，ガス圧接，機械式継手） 鉄筋結束の確実性の確認 スペーサーの材質の確認	現地測定及び工事写真で判定 設計との比較，圧接試験
(6) 基礎工 栗石基礎 切込基礎	基準高，延長幅，厚さ	設計図書との対比	現地測定，工事写真，出来形図及び出来形管理資料で判定
	使用材料の品質，形状寸法	最大径の確認，材質の適否	現地観察及び工事写真で判定
	施工状況	間隙充填材の状況と搗き固め状況及び均しの状況	
(6-1) 杭基礎工	基準高，本数，間隔	設計図書との対比	現地測定，工事写真，出来形図及び出来形管理資料等で判定
	使用材料の品質，規格，寸法	種類，品質，形状，寸法，本数等の確認	品質管理資料（試験結果）で判定
	支持力	設計荷重との対比（安全率の確認）	出来形管理資料（打込記録，杭耐力試験成果，支持地盤の土質）で判定
	施工状況	打込長さ，中心線のずれ，鉛直度（傾斜度）の確認，上部構造との関係，杭頭の処置，継杭施	現地測定及び工事写真で判定 支持層確認の資料 品質管理資料

		工の適否，支持地盤の根 入れ長，打ち止め貫入記 録，コンクリートの打込 み方法，溶接作業と気象 管理	
--	--	--	--

(7) 矢板工(鋼管, H形鋼, 木, コンクリート等)	基準高, 延長	工事延長と設計枚数との対比	現地測定, 工事写真, 出来形図及び出来形管理資料で判定
	使用材料の品質, 規格, 寸法	種類, 品質, 形状寸法の確認	工事写真及び品質管理資料で判定
	打込状況	法線の通り, 傾斜の有無	現地測定で判定
	その他施工状況	打止貫入記録の確認 頭部の処理状況 矢板相互の結合状況	現地測定, 工事写真, 出来形図, 及び出来形管理資料等で判定
(8) 縁石工 側溝工 (プレキャスト)	基準高, 延長幅, 又は高さ	設計図書との対比	現地測定, 工事写真, 出来形図及び出来形管理資料等で判定
	使用材料の品質, 規格, 寸法	種類, 品質, 形状寸法の確認	品質管理資料で判定 必要により曲げ強度試験で確認
	基礎工	基礎工施工の適否 (基礎工の項参照)	
	施工状況	コンクリートの施工状況 (コンクリート工の項参照)	現地測定, 工事写真, 品質管理資料, 出来形図及び出来形管理資料等で判定
(9) 側溝工, 水路工	基準高, 延長幅, 高さ, 底厚, 縦断勾配	設計図書との対比	現地測定, 工事写真, 品質管理図表等で判定 底厚は必要により, 削孔により判定
	基礎工	基礎工施工の適否 (基礎工の項参照)	
	施工状況	コンクリートの施工状況 (コンクリート工の項参照) 打ち継目の止水の適否 路面との高さ	
(10) 蓋工	使用材料の品質, 規格, 寸法	設計図書との対比 種類, 品質, 形状寸法の確認	現地測定, 品質管理図表, 現地観察及び必要により破壊検査で判定
	配筋	鉄筋の間隔, カブリの確認	
	施工状況	敷設状況	

(11) 管渠工, 函渠工	基準高, 延長, 幅 又は径, 高さ, 厚 さ	設計図書との対比	現地測定, 工事写真, 出来 形図及び出来形管理資料等 で判定
	使用材料の品質, 規格, 寸法	種類, 品質, 形状寸法の 確認	品質管理資料で判定
	基礎工	基礎工施工の適否 (基礎工の項参照)	
	施工状況	コンクリートの施工状況 (コンクリート工の項参 照) コルゲートの施工状況 中心線とのずれ及びひび 割れの状況, 継手部漏水 の有無 管渠・函渠勾配 伏水の処理状況 1回のコンクリート打設 高さの確認	現地測定, 現地観察, 工事 写真, 品質管理資料, 出来 形図及び出来形管理資料等 で判定
(12) 水門, 樋門	基準高, 各部構造 寸法	設計図書との対比	現地測定, 工事写真, 出来 形図及び出来形管理資料等 で判定
	施工状況	止水時の漏水 開閉時の機能	現地観察で判定
(13) 井筒基礎工 潜函基礎工	基準高, 各部構造 寸法	設計図書との対比	現地測定, 工事写真, 出来 形図及び出来形管理資料等 で判定
	地耐力	期待地盤の耐力の確認	出来形図及び出来形管理資 料(載荷試験沈下測定)
	中詰工	指定工法の確認及び施工	現地観察及び工事写真で判 定
	掘削土の処分	共通事項, 残土処理の項 参照	
	その他施工状況	コンクリート品質及び施 工状況(コンクリート工 の項参照) 中心線とのずれ 傾斜の有無	現地観察, 工事写真, 品質 管理資料, 出来形図及び出 来形管理資料等で判定

(14) セメント類 吹付工	面積，法長，厚さ，延長	設計図書との対比	現地測定，工事写真，出来形図及び出来形管理資料等で判定
	使用材料の品質	セメント類配合の確認 ラス張材料の規格の確認	品質管理資料で判定
	施工状況	吹付状態（均等の有無） 亀裂，浮上りの有無 ラス及びアンカーボルトの位置の確認 跳ね返り材料の適切な処理の確認 湧き水処理の確認，養生	現地観察及び工事写真で判定
(15) 法面保護工 (盛土法面及び切取り法面の芝，種子吹付等)	面積，法長，芝付，間隔	設計図書との対比	現地測定，出来形図及び出来形管理資料等で判定
	使用材料の品質	品質の確認	現地観察
	施工状況	法面の不陸，発芽及び発育の状況 目串の差し込み状況 張芝の衣土の状況 湧水処理の確認	現地観察及び工事写真で判定
(16) 実播工	面積	設計図書との対比	現地測定及び出来形管理資料で判定
	使用材料の種類	種子，養生材，粘着材肥料の確認	現地観察及び品質管理資料で判定
	施工状況	斜面整地状況 種子等の攪拌状況 種子の発芽状況 吹き付け状況の確認	現地観察及び工事写真で判定
(17) 柵工，筋工	高さ，延長	設計図書との対比	現地測定及び出来形管理資料等で判定
	使用部材の品質等	種類，品質，形状，寸法の確認	現地測定，現地観察及び品質管理資料で判定
	施工状況	根入深さ，地山との角度，締付状況 目串の差し込み状況 萱株の植付け状況 犬走りの施工状況の確認	現地測定，現地観察及び工事写真で判定

(18) 伏工 (むしろ, アミ等)	面積	設計図書との対比	現地測定及び出来形管理資料で判定
	使用部材の品質等	種類, 品質, 形状, 寸法の確認	現地観察及び品質管理資料で判定
	施工状況	重ね合わせ, 間隔, 障害物の除去状況	現地観察及び工事写真で判定
(19) 砕工	面積, 法勾配, 高さ, 延長	設計図書との対比	現地測定及び出来形管理資料で判定
	使用部材の品質等	種類, 品質, 形状, 寸法の確認	現地観察及び品質管理資料で判定
	施工状況	コンクリート施工状況 詰石の状況 法面と法枠との密着状況の確認	現地観察及び工事写真で判定
(20) 防護柵工 (ガードレール) (ガードケーブル) (ガードパイプ) 落石防護網 (ストーンガード)	基準高, 延長	設計図書との対比	現地測定及び出来形管理資料で判定
	使用部材の品質等	種類, 品質, 規格, 形状, 寸法の確認	現地観察及び品質管理資料で判定
	施工状況	ボルトの締付状況 ケーブルの張具合の確認 支柱の設置状況, 間隔, 垂直度の確認	現地観察及び工事写真で判定
(21) 落石防護網 (ロックネット)	面積, 長さ, 延長	設計図書との対比	現地測定で判定
	使用材料の品質等	網目, 番線, ロープ, アンカーの径, 長さ, 品質の確認	現地観察及び品質管理資料で判定
	施工状況	網の張具合の確認 ロープの張具合 アンカーの根入れ長確認 アンカーの取付け状況 グリップの締付け状況	現地観察, 工事写真で判定

2. 河川等

(1) 蛇籠工, 布団籠・かごマット工	延長, 法長, 幅, 厚さ, 本数, 配置, 基準高	設計図書との対比	現地測定, 工事写真, 出来形図及び出来形管理資料等で判定
	「蛇籠」の品質, 規格, 寸法	番線, 網目, 径, 品質の確認	現地測定, 品質管理資料及び現地観察で判定
	詰石の材質, 形状, 寸法	風化の有無, 表面から見えにくい部分の形状, 寸法の確認	
	施工状況	石詰の状況 法肩, 法尻, 屈曲部の施工状況 開口部及び連結部の処理状況 止杭の施工状況	
(2) 根固めブロック工	基準高, 延長, 幅	設計図書との対比	現地測定, 出来形図及び出来形管理資料等で判定
	使用ブロックの品質, 形状, 寸法		現地測定, 品質管理資料及びシュミットハンマーで判定
	施工状況	基盤の状況 ブロック総数の確認 据付の粗密のバランス状況 各ブロック相互のかみ合い	現地観察 工事写真, 出来形図及び出来形管理資料等で判定

3. 砂防ダム 治山ダム

(1) ダム工, 流路工 護岸工	基準高, 基礎高, 幅, 長さ (延長), 法勾配	設計図書との対比 床掘完了時の確認 水叩, 仕戻工, 埋戻工, 堤体 天端及び両側流路工	現地測定, 工事写真, 出来形図及び出来形管理資料等で判定
	断面形状	放水路天端幅 水叩の幅, 長さ, 厚さ 袖部の根入 仕戻工 副堤長さ, 幅, 根入 流路工の幅, 高さ, 厚さ	
	土質, 岩質, 形状	設計との対比	現地観察及び品質管理資料で

			判定
(1) ダム工, 流路工 護岸工	支持力	設計との対比 ダム支持力の安全性	現地観察及び品質管理資料 で判定
	残土処理	残土量及び残土処理場の 確認	現地観察, 工事写真及び管 理資料で判定
	コンクリート工	コンクリート施工の適否 (コンクリート工の項参 照)	現地観察 品質管理資料及び出来形管 理資料, シュミットハンマ ーで判定 必要に応じ抜取コアで強 度を判定
	鋼製ダム, 鋼製枠	設計図書との対比 品質, 形状, 寸法の確認 ボルトの締付強度確認 中詰石の材質, 径, 詰め 状況の確認	現地観察及び品質管理資料 で判定
	施工状況	止水板の位置 コンクリート打ち継目の 位置及び状況	現地測定, 工事写真, 品質 管理資料, 出来形図及び出 来形管理資料, 必要により 注水検査で判定
(2) 集水井工	基準高, 径, 深 さ, 偏位	設計図書との対比 床掘完了時の確認	現地測定, 工事写真及び出 来形管理資料で判定
	土質, 岩質	設計図書との対比	現地観察, 工事写真及び出 来形管理資料で判定
	使用材料の品質等	品質, 形状, 寸法の確認	現地測定及び品質管理資料 で判定
	残土処理	残土量及び残土処理場所 の確認	現地観察及び工事写真で判 定
	施工状況	地層の状況, 湧水の位 置・量の確認	

(3) グラウンド アンカー工	部材の品質	部材の寸法の確認 グラウトの強度 引張材の強度 アンカー頭部の台座 支柱及び締付金具の強度 の確認	現地測定及び品質管理資料で 判定
	施工状況	地層の状況 ボーリングの角度，深 さ，グラウト打設状況(注 入量の管理方法) 定着部のゆるみと設計付 着力の関係を確認 緊張強度の確認	現地測定，現地観察及び出来 形管理資料で判定
(4) ボーリング工	穿孔位置，配列方 向，角度，深度	設計図書との対比	現地測定，出来形管理資料で 判定
	使用部材の品質等	保孔管の品質，寸法の確 認	現地測定，工事写真，品質管 理資料及び出来形管理資料で 判定

4. 港湾 漁港 農林海岸

	基準高，延長， 幅，高さ，法勾配	設計図書との対比	現地測定，工事写真，出来形 図及び出来形管理資料等で判 定
	使用ブロック及び ケーソンの品質， 形状，寸法		現地観察，工事写真シュミッ トハンマー，品質管理資料， 出来形図及び出来形管理資料 等で判定
	コンクリート工	コンクリート施工の適否 (コンクリート工の項参 照)	
	施工状況	基礎の状況，ブロック総 数の確認，据付の粗密の バランス状況 各ブロック相互のかみ合 い ケーソン中詰の指定工法 の確認及び施工状況	工事写真，現地測定及び現地 観察で判定

5. 植栽工

	樹木の形状，寸法，本数及び樹種	設計図書との対比 (樹高，目通り周，枝幅) 徒長は含まず	現地測定で判定
	樹木の状態	枝葉の発芽状況 樹姿の状態	現地観察で判定
	支柱	材質形状，防腐処理の確認 支柱取付結束の適否	現地測定で判定
	施工状況	配植の適否 整枝手入の状態 土質改良の状態 灌水養生の状況	現地測定，現地観察，工事写真，出来形図及び出来形管理資料等で判定

6. 舗装工

(1) 路盤工	基準高，延長，面積，幅員，厚さ，横断状況	設計図書との対比	工事の出来形及び品質を現地測定，工事写真，出来形図及び出来形管理資料等で判定
	使用材料の材質	粒度及び配合率の確認	品質管理資料で判定
	密度支持力		品質管理資料(締固め度)で判定
	施工状況	仕上り面の不陸の有無 材料分離の有無 路床面又は下層路盤面の異常の確認	現地観察及び工事写真で判定
(2) アスファルト 舗装工	基準高，延長，面積，幅員，厚さ，横断勾配	設計図書との対比 横断勾配は設計の目的を果たすことを確認	現地測定，工事写真，出来形図及び出来形管理資料等で判定
	アスファルト合材の品質	合材配合状態	品質管理資料 抜取コア試験で判定
	施工状況	施工温度及び雨天時の施工表面仕上がり状況 転圧の適否(密度及び亀裂有無) 雨水の排水状況を確認 合材敷き均しの均等性 施工継目 道路構造物との接合部及	現地観察，工事写真，品質管理資料及び平坦性試験で判定

		び隅部の施工の適否	
--	--	-----------	--

(3)セメント，コンクリート舗装工	基準高，延長，面積，幅員，厚さ，横断勾配	設計図書との対比 横断勾配は設計の目的を果たすことを確認	工事の出来形及び品質を現地測定，出来形管理図及び出来形管理資料で判定 厚さについては，抜取コアで判定
	コンクリート	配合，強度	品質管理資料 必要により抜取コア強度で判定
	施工状況	表面仕上りの状況 雨水等の排水状況を確認 目地仕上りの状況 養生	現地観察，工事写真で判定

7. 橋梁

(1)一般	基準高，縦横断勾配，橋長，幅員，橋面，基礎工，雨水処理	施工精度，設計図書との対比，平坦性，取付道との取合，排水処理の状況	現地測定，工事写真，出来形図及び出来形管理資料等で判定
	伸縮継手，支承	遊間の適否，桁との取付，平坦性，アンカー据付の状況 支承の位置及び配置，排水の処理	現地測定，現地観察，工事写真及び出来形管理資料で判定
	鉄筋及びコンクリート	「鉄筋工」「コンクリート工」「コンクリート擁壁工」の項参照	
(2)下部工	基準高，形状寸法，位置の変移	橋座，パラペットの天端高，中心線とのずれ方向，中心間距離，対角線距離	現地測定，工事写真，出来形図及び出来形管理資料等で判定
(3)RC橋，PC橋	桁（版）の形状寸法	断面寸法，桁間隔，全長，支間，縦及び横方向の反り（PC），幅，厚さ	現地測定，工事写真，出来形図及び出来形管理資料等で判定
	PC鋼線（鋼棒）の配置，緊張	PC鋼線（鋼棒）の定着，装置，位置，方向，緊張力，ケーブルの伸装置のキャリブレーション，グラウト，養生	現地測定，工事写真，品質管理資料，出来形図及び出来形管理資料等で判定，緊急管理計画と施工記録，グラウトの管理

(4) 鋼橋	材料の品質	ロールキズ，われ腐蝕 うちきずの有無 指定寸法の確認 保管の方法	品質管理資料で判定
	各部材の形状寸法	全長，支間，断面，桁間隔，平面对角，断面，対角，製作キャンバー，ウェブの曲がり変形，各部材長，接合方法及び施工の適否，接合順序及び溶接方法の適否，ソールプレート の取付，主桁の通り，そり，鉛直度	原寸及び仮組検査又は現地搬入組立時に判定
	架設	架設法，継ぎ手部のすき間 部材の保管 ハイテンボルトの締付の良否	架設計画要領書 現地測定，出来形図及び出来形管理資料で判定
(5) 溶接工	溶接箇所数，溶接長，脚長，のど厚	設計図書との対比	現地測定，出来形図及び出来形管理資料で判定
	溶接棒の種類	母材の種類及び溶接方法	現地観察及び工事写真で判定
	溶接工資格	資格の有無	資格証明書の写しで判定
	施工状況	溶着金属表面の均一性，割れスラグ，ブローホールの有無，アンダーカット，オーバーラップ等 母材の接合部の状態確認 母材歪みの有無，温度，湿度の適否 溶接棒の保管状況，溶接部の肉厚	現地観察及び工事写真 必要により放射線検査で判定 各種管理資料
(6) 塗装工	塗料の種類，品質，色別，色調，使用数量	設計図書との対比	現地観察，工事写真及び品質管理資料で判定
	素地調整	ケレン度の適否	現地観察及び工事写真及び品質管理資料で判定
	塗装回数	色層，色調の確認	

	膜厚	設計との対比	現地測定（膜厚計による） 出来形図及び出来形管理資料等で判定
(6) 塗装工	施工状況	塗膜の状態の確認（気泡むらの有無），隅部，裏面，角部等の塗残しの有無の確認，塩分付着量の測定	現地観察及び工事写真で判定
(7) 橋面舗装 (アスファルト)	厚さ 縦横断勾配	設計との対比	必要により500㎡に1箇の割でコアーを採取するほか出来形管理資料で判定
	品質	配合，密度	コアーにより判定するが，コアーのない場合は，品質管理資料等で判定

8. トンネル工

	基準高，幅（スプリングライン及び路面），高さ，覆工厚，縦横断勾配，打音	設計図書との対比	現地測定，工事写真，出来形図及び出来形管理資料等で判定 覆工厚については，削孔で厚さ確認
	コンクリート工	内空変位収束の確認 コンクリート施工の適否（コンクリート工の項参照） セントルつま型枠の防水シート切断対策の適否 脱型時期及び養生方法の適否	
	使用材料の品質等	NATMにおけるロックボルトの品質・寸法・本数の確認，H型鋼の品質・形状・寸法，数量の確認 吹付コンクリートの強度	現地測定，工事写真，管理資料及び使用量一覧表で判定
	グラウト工	セメントの入荷数量，モルタル注入量の確認	現地観察，工事写真，品質管理資料，出来形管理資料，納品伝票で判定

	掘削	岩質の確認（設計との対比） 火薬と雷管の使用量の確認 支保工の設計との対比 余堀の低減方法の確認	現地観察，工事写真， 使用量一覧表，出来形管理 資料で判定
	ロックボルト工	打設角度の確認 引抜き強度の確認	現地観察，管理資料，工事 写真で判定
	防水工	吹付コンクリート面の凸凹の 処理及びロックボルト頭部等 の突出物の処理の確認 溶着接合部の密着度の確認 （加圧試験，マイナスドライ バー等） 補修箇所の適否，取付の確認	
	施工状況	コンクリートの施工状況 インバートの施工基盤を掘り すぎた場合の処理状況 湧き水処理の確認 排水方法の適否（位置，断面 積） 縦方向打継目の状況 支保工施工の状況 鋼アーチ支保工の足付けの確 認 覆工の打音確認 坑口部地表の変位状況 内空変位状況とその対応	現地観察，管理資料，工事 写真で判定
	変位計測	内空変位量の確認 地表変位量の確認	

9-1. 下水道(管渠工)

(1)管渠（開削）	掘削深さ・幅，基準高（管底高），勾配，延長（区間・SS），基礎幅・厚さ，総延長	設計図書との対比	工事写真，現地測定，出来形図及び出来形管理資料で判定
	使用材料	種類，数量，寸法，規格，品質	工事写真，品質管理資料，品質証明書，納品伝票等で判定
	管布設	接合，漏水，不陸，偏心，切断	現地観察，工事写真，管理資料（TVカメラ調査）で判定
	管路土留	（建て込み） 矢板先端貫入状況 建て込み法線 腹起し 切り梁 （打込み） ぶれ，よじれ 変位 腹起し，切り梁	工事写真で判定
	基礎工	基礎材料の幅，厚さ	工事写真，品質管理資料及び出来形管理資料で判定
	施工状況	管の接続・配置，水締，埋戻し締め固め，地盤変動	工事写真及び管理資料で判定
(2)補助地盤改良（薬液注入）	使用材料	数量，規格，品質 ゲルタイム 配合	工事写真及び管理資料で判定
	施工方法	注入量，注入本数，注入圧，注入速度，注入順序，ステップ長	
(3)推進工① 仮管併用 オーガ掘削 小口径泥水 各種小口径	基準高（管底高），中心線の変位（水平），勾配，延長（区間・SS），総延長	設計図書との対比	工事写真，現地測定，出来形図及び出来形管理資料（TVカメラ調査含む）で判定
	使用材料	種類，数量，寸法，規格，品質	現地観察，工事写真，品質管理資料，品質証明書，納品伝票等で判定
	掘進機	土質条件に適合した型式の選定	諸機能の詳細図，仕様及び応力計算書

(3) 推進工① 仮管併用 オーガ掘削 小口径泥水 各種小口径	滑材注入	注入材料, 注入圧, 注入量	工事写真及び管理資料で 判定
	仮設備	坑口の止水, 鏡切り, 支圧壁	
	施工状況	測量・計測状況, 運転・掘進管理, 発生土処理, 管の接合	
(4) 推進工② 刃口 泥水 泥濃	基準高 (管底高), 中心線の変位 (水平), 勾配, 延長 (区間・SS) 総延長	設計図書との対比	工事写真, 現地測定, 出来形図及び出来形管理資料 (TVカメラ調査含む) で判定
	使用材料	種類, 数量, 寸法, 規格, 品質	工事写真, 品質管理資料, 品質証明書, 納品伝票等で判定
	滑材注入	注入材料, 注入圧, 注入量	
	裏込注入	注入材料, 配合, 注入圧, 注入量	
	仮設備	坑口の止水, 鏡切り, クレーン設備, 刃口及び推進設備, 中押装置, 支圧壁, 通信換気設備, 泥水処理, 添加材注入	
施工状況	測量・計測状況, 運転・掘進管理, 沈下測定, 管の目地・接合		
(5) シールド	(一次覆工) 基準高, 中心線の変位 (水平), 延長, 総延長	設計図書との対比	工事写真, 現地測定, 出来形図及び出来形管理資料で判定
	(二次覆工) 基準高, 中心線の変位 (水平), 二次覆工厚, 仕上がり内径, 勾配, 延長, 総延長	設計図書との対比	

	(一次覆工) シールド機器	設計図書との対比	諸機能の詳細図, 仕様及び構造計算書等 工場及び現場組立時
(5) シールド	使用材料 セグメント外	数量, 寸法, 規格, 品質	セグメント: 構造計算書, 製作要領書, 製作図, 製作工程表
	施工状況	測量・計測状況, 運転・掘進管理, 沈下測定, 覆工セグメント組立, 発生土処理, 空伏工	工事写真, 現地測定, 出来形図及び出来形管理資料で判定
	(一次覆工) 裏込注入	注入材料, 配合, 注入圧, 注入量	工事写真及び品質管理資料等で判定
	仮設備	立坑, 坑口の止水, 鏡切り, 支圧壁, 発進用受台, 軌条設備	工事写真, 出来形管理資料及び品質管理資料等で判定
	施工状況	坑内設備 (配管・換気・通信配線・スチールフォーム), 立坑設備, 電力設備, 圧気設備, 送排泥設備, 注入設備	工事写真及び出来形図で判定
(6) マンホール	基準高(管底高), 人孔天端高 特殊の場合 内幅・高さ・壁圧	設計図書との対比	工事写真, 現地測定, 出来形図及び出来形管理資料で判定
	基礎工	基礎材料の幅, 厚さ	工事写真, 出来形図及び出来形管理資料で判定
	使用材料	種類, 数量, 寸法, 規格, 品質	工事写真, 品質管理資料, 品質証明書, 納品伝票等で判定
	施工状況	仕上げ状況インバート, 足掛金物設置, 副管	工事写真, 現地測定, 出来形図及び出来形管理資料で判定

(7) 立坑	基準高（掘削底面・底版コンクリート），内幅，深さ，	設計図書との対比	工事写真，現地測定，出来形図及び出来形管理資料で判定
	基礎工	基礎材料の幅・厚さ	工事写真，出来形図及び出来形管理資料で判定
	土留工	鋼矢板・軽量鋼矢板・H鋼杭の打込み引抜き状況 切梁・腹起しの取付状況 横矢板の施工状況	工事写真，出来形図及び出来形管理資料で判定
		ライナープレート，鋼製ケーシングの施工状況	
	地中連続壁（コンクリート壁）	掘削・鉄筋組立・継ぎ手コンクリート打設状況 切梁・腹起しの取付状況 廃液・廃土処理状況	
地中連続壁（ソイル壁）	柱列杭の施工状況 切梁・腹起しの取付状況 廃液・廃土処理状況		
(8) 取付管	管布設	延長，勾配，接合，漏水，不陸，偏心，切断	
	施工状況	管の接続，水締，埋戻，締め固め	

(注) 上記の検査方法は，工種毎の一般的な方法であって，工種の多い場合，工事の重要度及び規模によっては，検査職員の判断により，他の方法若しくは省略してもよい。

※ 9-1 処理場・ポンプ場は，当分の間，下水道関係基準書によることとする。

※ 公園 「公園緑地工事施工管理基準（国土交通省 都市局 公園緑地・景観課）最新年度版」の工種，測定項目，規格値等を参考に検査を実施すること。

※ シュミットハンマー検査例（時間的制約のある検査時のみ）

※ コンクリート構造物せん孔検査例

(注) 上記の検査方法については，「高知県 建設技術者必携 建設工事技術管理要綱（最新年度版）」によること。

建築工事検査方法

一般建築工事共通

共通検査項目	
検査の項目	検査の方法
主要資材	規格、品質、形状、寸法、数量等を写真並びに関係書類、その他実地検査により確認する。
仮設物	面積、数量で計上したものは、設計図書、関係書類及び工事写真により確認する。
廃棄物処理	許可を受けた業者、処理をした場所、方法を、許可書の写し、マニフェスト、現地確認及び工事写真で確認する。
埋設隠ぺい部等	完成時に施工状態を確認することができない部分については、工事写真により確認する。
工程管理	施工計画書、工程表、工事日誌並びに監理資料と、着手から完成までの工事写真により確認する。
品質管理	コンクリート工事、防水工事、アスファルト舗装工事等、品質管理資料により確認する。
安全管理	安全管理、環境保全について関係資料等により確認する。
跡片付	工事範囲の整理状態を確認する。
周辺対策・苦情対応	振動、騒音、排水、日照、電波障害、工事車両の出入り等、工事による周辺関係住民及び建物、農作物、その他への影響について、事前、事後の対策、対応、結果について関係資料等により確認する。
官公庁への諸手続	建築物、工作物の確認申請、計画通知、受変電、通信、給排水、危険物、各種機器設置等、関係各官庁に提出した諸手続きについて確認する。

個別工事の検査方法

1. 主体工事

工 種	検査項目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
共通検査事項	検査項目、検査内容毎に設計図書と仕上がり状態との対比を行う。不明な箇所については、工事写真、監督職員報告等により確認する。		
土工事	根切り 埋戻し、盛土、 整地 不用土	床付け面の状態、深さ、形状 土の種別、余盛りの程度、範囲 土量、処理場	工事写真 基盤地盤線の確認(B・M, G・L) 施工状態、工事写真 工事写真
地業工事	(直接基礎) 栗石、砕石 (既製杭基礎) コンクリート杭 鋼杭 (場所打ちコンクリート杭) 材料、施工状況	厚さ、転圧状況 杭の種類、規格、寸法、施工方法、支持力、本数、間隔、継手、補強、杭頭処理 コンクリートの調合、スランプ、強度、鉄筋の種類、規格、施工方法、支持力、本数、間隔、補強、杭頭処理	工事写真 工事写真、納品書、施工計画書、施工報告書 調合表、品質管理資料、ミルシート、試験報告書、工事写真、施工計画書、施工報告書、工事写真
鉄筋工事	鉄筋 加工、組立	規格、種別、径、配筋、強度 定着、継手、かぶり厚、補強、ガス圧接	ミルシート、試験報告書 納品書、工事写真
コンクリート工事	材料 施工 出来形	調合、温度補正、スランプ、 空気量、塩化物量、強度、型 枠 寸法、形状	調合表、品質管理資料、施工計画書、試験報告書、工事写真 工事写真
鉄骨工事	鋼材、ボルト 加工、組立 溶接、締付け 防錆塗装 耐火被覆	規格、材質、寸法 製作工場、施工管理技術者、 施工精度 強度、形状 塗布量 吹付厚	ミルシート、工事写真 施工検査報告書、工事写真 試験報告書、工事写真 納品書、工事写真 工事写真

工 種	検査項目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
コンクリートブロック，ALCパネル押出成形セメント板工事	(コンクリートブロック) 製品 施工	規格，種別，寸法 配筋，コンクリート・モルタルの充填，目地	納品書 品質管理資料，工事写真
	(ALCパネル・押出成形セメント板) 製品 施工	規格，種別，寸法 取付け工法，アンカー，溶接目地	納品書 工事写真
防水工事	(アスファルト防水) 材料	プライマー，アスファルト，各種ルーフィング，断熱材	納品書，工事写真
	施工	気象条件，下地，工法，工程 張り付け，保護層，目地	品質管理資料，工事写真
	試験 (高分子ルーフィング)	水張り	試験報告書，工事写真，保証書
	材料 施工	規格，種別，厚さ 気象条件，下地，工法，工程，張り付け，増張り，押え	納品書，工事写真 品質管理資料，工事写真，保証書
	(塗膜防水) 材料	塗膜防水材	納品書，工事写真
	施工 (シーリング)	気象条件，下地，工法，工程	品質管理資料，工事写真，保証書
石工事	材料	材質，寸法	納品書
	施工	工法，アンカー，養生，目地	工事写真
タイル工事	材料	材質，寸法	納品書
	施工	工法，目地，浮き，割れ，養生	工事写真
木工事	材料	樹種，等級，寸法，含水率	納品書，材料検査書，工事写真
	施工	工法，仕口，金物，節の処理 防腐，防ぎ処理	工事写真，保証書

工 種	検査項目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
屋根及びとい工事	(屋根) 材料 施工	材質, 寸法 工法, 下地, 重ね, 水仕舞, 取付金物	納品書 工事写真
	(とい) 材料 施工	材質, 寸法 取付金物, 水勾配, 防露	納品書 工事写真
金属工事	材料 施工	材質, 表面処理 溶接, アンカー, 補強, 防錆 固定	納品書 打診, 工事写真
左官工事	材料 施工	材質, 種別 下地処理, 塗り厚, 目地浮き ひび割れ, 平滑, 塗りむら 水勾配	納品書 打診, 工事写真
建具工事	(金属建具) 製品 施工	材質, 寸法, 耐圧, 気密, 水 密, 表面処理 取付, 納まり, 開閉	納品書, 製品検査書 工事写真
	(木製建具) 材料 施工	樹種, 種別, 寸法, 金物取 付, 納まり, 反り, 建付け 固定	製品状態 開閉
	(ガラス) 材料 施工	種別, 厚さ, 色調 パテ, シール, ビート材 鋼入り切り口の塗装	製品状態 工事写真
塗装工事	材料 施工	種別 下地, 工程, 塗布量, 浮き	納品書 工事写真
内装工事	材料 施工	材質, 種別, 認定 下地, 取付, 納まり, 割れ 汚れ	納品書, 認定書 工事写真
舗装工事	材料 施工	材質, 粒度, 配合 基準高, 延長, 幅員, 面積, 厚さ, 不陸, 目地	品質管理資料 測定, コア一試験 工事写真
排水工事		機械設備工事に準ずる。	

工 種	検査項目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
植栽工事	樹種, 品種 施工	種別, 数量, 寸法 掘削, 用土, 支柱, 間隔, 面積, 目土, 活着	植栽状態, 工事写真 形姿, 工事写真, 保証書
カーテンウォール工事	製品 施工	材質, 寸法, 性能 取付, 納まり	納品書, 製品検査書 工事写真
ユニット及びその他の工事	製品, 材料 施工	材種, 寸法, 形状, 性能 工法, 取付, 納まり	納品書, 認定書 工事写真

(注) 上記の検査方法は、工種毎の一般的な方法であって、工種の多い場合、工事の重要度及び規模によつては、検査職員の判断により、他の方法若しくは省略してもよい。

設備工事検査方法

第3 電気設備工事の部

1. 電気設備工事（建築電気設備工事，プラント電気設備工事）

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
一般共通事項	一般事項	①設計図書の確認 ②設計変更の有無の確認 ③協議打合せ事項の処理の確認 ④発生材の処理の確認 ⑤官公署その他への届出手続き等の確認	図面，仕様書，現場説明書，質問回答書 変更設計書 工事打合せ簿 マニフェスト等 届出書，申請書，登録書等
	工事現場管理	①現場代理人，主任・監理技術者の確認 ②施工体制台帳，施工体系図，下請施工通知書，労働福祉状況報告書の確認 ③保安責任者（足場，電力，危険物，防火等），安全管理，緊急時の対応の確認 ④工事实績報告，火災保険の確認 ⑤工事看板，現場標識の設置の確認 ⑥環境対策，現場の整理，整頓の良否の確認 ⑦清掃養生，後片付，整地の良否の確認	通知書 施工計画書 施工計画書 施工計画書 施工計画書 工事写真 工事写真 工事写真，現地観察
	工程表，施工計画書	①工程表の適否及び進捗状況の確認 ②施工計画書の適否の確認 ③関連工種との確認	実績工程表 施工計画書 工種別実績工程表
	材料	①検査又は使用承諾の有無の確認 ②材料試験の実施の確認	設計図書，承諾書，材料使用届，材料検査記録 材料試験成績書
	施工	①技能士等の工種別有資格者の確認	施工計画書の合格証明書，資格証明書等
	記録	①工事写真，工事日誌，工事月報，工事管理資料等の確認	工事写真，工事日誌・工事月報，工事管理資料等
	契約書類	①請負代金内訳書，工事着工届，工事完成届，契約工程表の確認	届出書類

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
共通工事 仮設工事		第2 建築工事の仮設工事による。	
土工事		第2 建築工事の土工事による。	
地業工事		第2 建築工事の地業工事による。	
コンクリート 工事		第2 建築工事のコンクリート工事による。	
左官工事		第2 建築工事の左官工事による。	
溶接工事	一般事項	①溶接部の確認 ②溶接作業中の安全対策の確認 ③技能士等の工種別有資格者の確認	施工計画書, 工事管理資料, 工事写真, 現地観察 施工計画書, 工事管理資料, 工事写真 施工計画書の合格証明書, 資格書等
塗装工事	一般事項	①塗装範囲の確認 ②材料の確認 ③施工の確認	施工計画書, 工事管理資料, 工事写真, 現地観察 施工計画書, 材料使用届, 材料検査記録, 工事写真 施工計画書, 工事管理資料, 工事写真, 現地観察
スリーブ工事	一般事項	①材料と仕様の確認 ②貫通口の径の確認 ③建物外壁貫通部などの水密の確認 ④紙スリーブの取り除きの確認	施工計画書, 材料使用届, 材料検査記録, 工事写真 施工計画書, 工事管理資料, 工事写真 施工計画書, 工事管理資料, 工事写真 工事管理資料, 工事写真, 現地観察
インサート及びアンカー工事	一般事項	①許容引抜荷重の確認	施工計画書
	インサート	①鋼製インサートの防錆の確認	施工計画書, 工事管理資料, 工事写真
	あと施工アンカー	①施工と有資格者の確認	施工計画書, 工事写真

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
電力設備工事	機材	①材質，規格，構造（外観，寸法，仕上げ等を含む），数量の確認 ②試験成績書の確認 ③予備品，付属品の品目，数量の確認	施工計画書，承諾書，材料使用届，材料検査記録，納品書，工事写真 試験成績書，検査写真 施工計画書，材料検査記録，工事写真
	施工 (1) 共通事項	①保安装置の電流容量，遮断電流容量，短絡電流容量の確認 ②電線の接続，端末処理，テーピング，機器端子との接続工法，仕上りの確認 ③電線の色別の確認 ④ケーブル，電線管類の曲げ，接続，養生，清掃及び支持方法，支持間隔の確認 ⑤高低圧屋内配線相互，弱電流電線，水管，ガス管等との隔離，地中配線との隔離，発熱部との隔離の確認 ⑥防火区画貫通箇所及び建築構造体貫通箇所の工法，処理の確認 ⑦地上3建以上の建物の2階以上，屋上及び塔屋に設置する配線の耐震支持の確認及び引き込み部の耐震処理の確認 ⑧位置ボックス，ジョイントボックス，プルボックス等の取付，配管状況，さび止め塗装の確認 ⑨回路の種別，行先等表示の確認 ⑩接地の確認	施工計画書，施工図等，試験成績書 施工計画書，施工図等，工事写真，現地観察 施工計画書，施工図等，工事写真，現地観察 施工計画書，施工図等，工事写真，現地観察 施工計画書，施工図等，工事写真，現地観察 施工計画書，施工図等，工事写真，現地観察 施工計画書，施工図等，工事写真，現地観察 施工計画書，施工図等，工事写真，現地観察 施工計画書，施工図等，工事写真，現地観察

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
電力設備工事	(2) 架空地中配線設備	①電柱の建柱位置，装柱及び支線支柱の取付位置，根かせ，材質の確認 ②架線の電線種別，太さ，接続及び機器の取付方法，位置，支持材の確認 ③地中配線の掘削埋戻しの位置，深さ，埋戻し土，埋戻し方法の確認 ④マンホール，ハンドホールの位置，構造，施工，配線の処理状態，表示の確認 ⑤ケーブルの布設方法，保護材の施設状態及び表示の確認 ⑥埋設標，高圧地中配線の標識シートの確認	施工計画書，施工図等，工事写真，現地観察 施工計画書，施工図等，工事写真 施工計画書，施工図等，工事写真 施工計画書，施工図等，工事写真，現地観察 施工計画書，施工図等，工事写真 施工計画書，施工図等，工事写真
	(3) 接地	①接地工事の種類と接地抵抗値の確認 ②接地線と接地目的物及び接地極の接続の確認 ③接地極の埋設位置，深さ及び表示の確認 ④接地線の太さ及び保護の確認 ⑤避雷用接地極及び他の工作物との離隔の確認	施工計画書，施工図等，工事管理資料，工事写真 施工計画書，施工図等，工事管理資料，工事写真 施工計画書，施工図等，工事管理資料，工事写真 施工計画書，施工図等，工事管理資料，工事写真 施工計画書，施工図等，工事管理資料，工事写真
	(4) 電灯設備 (コンセント設備・換気扇設備を含む)	①配線の保護，支持，接続，接地の確認 ②機器，器具の取付位置，方法，防湿及び防水部分の確認 ③機器の騒音，振動，発熱の有無の確認 ④非常照明，避難誘導灯の作動の確認 ⑤外灯の建柱位置及び塗装の確認 ⑥絶縁抵抗及び接地抵抗の測定	施工計画書，施工図等，工事管理資料，工事写真 施工計画書，施工図等，工事管理資料，工事写真 工事管理資料，現地観察 工事管理資料，工事写真，現地観察 工事管理資料，工事写真，現地観察 工事管理資料，工事写真

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
電力設備工事	(5)動力設備	①配線の保護，支持，接続，接地の確認。 ②絶縁抵抗，接地抵抗の測定の確認 ③機器の取付位置，方法及び据付の確認 ④電動機の仕様，回転方向，操作盤の機能，騒音・振動の有無の確認	施工計画書，施工図等， 工事写真 工事管理資料，工事写真 施工計画書，施工図等， 工事管理資料，工事写真， 現地観察 施工計画書，施工図等， 工事管理資料，工事写真， 現地観察
	(6)雷保護設備	①突針及び取付位置，方法及び据付の確認 ②引下げ導線の支持間隔，保護管及び構造体の接続の確認 ③(3)接地の各項準用	工事管理資料，施工図等， 工事写真，現地観察 工事管理資料，施工図等， 工事写真，現地観察 工事管理資料，施工図， 工事写真

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
受変電設備工事	機材	①構造、規格、寸法、数量及び仕上げ確認 ②試験成績の確認 ③予備品、付属品の品目、数量の確認	施工計画書、承諾書、材料使用届、材料検査記録、納品書、工事写真 試験成績書、検査写真 施工計画書、材料検査記録、工事写真
	施工	①配電盤、機器類等の据付、取付及び耐震処置の確認 ②配線の離隔、接続、支持、布設、屈曲等の状態、工法の確認 ③保安施設及び表示の確認 ④塗装、防火区画及びコンクリート貫通箇所等の処理の確認 ⑤接地抵抗の測定(第1種、第2種及び第3種) ⑥絶縁耐力試験絶縁抵抗測定の確認 ⑦各種機器装置の作動試験の確認 ⑧官庁等（経済産業局、四国電力、保安協会等）検査済の確認 ⑨高圧機器の危険防止さくの確認	施工計画書、承諾書、施工図等、工事写真、現地観察 施工計画書、施工図等、工事写真、現地観察 施工計画書、施工図等、工事写真、現地観察 施工計画書、施工図等、工事管理資料、工事写真、現地観察 施工計画書、施工図等、工事管理資料、工事写真 施工計画書、工事管理資料、工事写真 工事管理資料、工事写真 申請書、届出書、工事写真 施工計画書、施工図等、工事写真、現地観察
電力貯蔵設備工事	機材	①構造、規格、寸法、数量及び仕上げの確認 ②試験成績書の確認 ③予備品、付属品の品目、数量の確認	施工計画書、承諾書、材料使用届、材料検査記録、納品書、工事写真 試験成績書、検査写真 承諾書、材料検査記録、工事写真
	施工	①機器の据付、取付及び耐震処置の確認 ②配線の布設、接続、保護、ほう縛、支持の状態の確認	施工計画書、施工図等、工事管理資料、工事写真、現地観察 施工計画書、施工図等、工事写真、現地観察

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
電力貯蔵設備工事	施工	③防火区画，コンクリート貫通箇所等の処理の確認 ④接地の確認(第1種，第2種及び第3種) ⑤機器の機能，容量，動作状態の確認	施工計画書，施工図等，工事写真，現地観察 施工計画書，施工図等，工事管理資料，工事写真 施工計画書，施工図等，工事管理資料，工事写真，現地観察
発電設備工事	機材	①外観，構造，寸法，規格等の確認 ②補機付属装置の確認 ③予備品，付属品，保守工具等の品目，数量の確認 ④試験成績書の確認	施工計画書，承諾書，材料使用届，材料検査記録，納品書，工事写真 施工計画書，承諾書，材料使用届，材料検査記録，納品書，工事写真 承諾書，材料検査記録，納品書，工事写真 試験成績書，検査写真
	施工	①発電機及び原動機の基礎，据付，燃料槽その他機器の据付，取付の確認 ②配管の接続，支持，防振，建築構造体貫通箇所の工法及び処理の確認 ③配線の接続，隔離，充電部の保護及び電力設備工事各項準用による検査の確認 ④機器類及び配管の仕上げ，塗装の確認 ⑤工場検査結果記録の確認及び実負荷による各種作動試験の確認 ⑥非常用電源の作動状態の確認	施工計画書，施工図等，工事管理資料，工事写真，現地観察 施工計画書，施工図等，工事管理資料，工事写真，現地観察 施工計画書，施工図等，工事管理資料，工事写真，現地観察 施工計画書，工事管理資料，工事写真，現地観察 試験成績書，検査写真 工事管理資料，工事写真

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
通信・情報設備 工事	機材	①材質，規格，構造(外観，寸法，仕上げ等を含む)及び数量の確認 ②予備品，付属品の品目，数量の確認 ③試験成績書の確認	施工計画書，承諾書，材料使用届，材料検査記録，納品書，工事写真 承諾書，材料検査記録，納品書，工事写真 試験成績書，検査写真
①端子盤・機器 収納ラック等 ②構内情報通信 網装置(ネット ワーク) ③構内交換装置 ④情報表示装置 (マルチサイ ン，時刻表 示) ⑤映像・音響装 置 ⑥拡声装置 ⑦誘導支援装置 (インターホ ーン) ⑧テレビ共同受 信装置 ⑨テレビ電波障 害防除装置 ⑩監視カメラ装 置 ⑪駐車場管制装 置 ⑫防犯・入退室 管理装置 ⑬自動火災報知 装置 ⑭自動閉鎖装置 (防火戸，ダン パー等) ⑮非常警報装置 ⑯ガス漏れ火災 警報装置	施工 (1)一般事項	①電線の接続，端末処理，テーピング，機器端子との接続工法，仕上りの確認 ②電線の色別の確認 ③ケーブル，電線管類の曲げ，接続，養生，清掃及び支持方法，支持間隔の確認 ④高低圧屋内配線相互，弱電流電線，水管，ガス管等との隔離，地中配線との隔離，発熱部との隔離の確認 ⑤防火区画貫通箇所及び建築構造体貫通箇所の工法，処理の確認 ⑥地上3建以上の建物の2階以上，屋上及び塔屋に設置する配線の耐震支持の確認及び引き込み部の耐震処理の確認 ⑦位置ボックス，ジョイントボックス，プルボックス等の取付，配管状況，さび止め塗装の確認 ⑧回路の種別，行先等表示の確認 ⑨保安用接地及び機器設備の確認 ⑩機器の据付，取付及び規格距離の確認 ⑪電話の配管，端子盤の取付及び呼び線施工の確認 ⑫官公署検査(N T T等)合格証の確認	施工計画書，施工図等，工事写真，現地観察 施工計画書，施工図等，工事写真，現地観察 施工計画書，施工図等，工事写真，現地観察 施工計画書，施工図等，工事写真，現地観察 施工計画書，施工図等，工事写真，現地観察 施工計画書，施工図等，工事写真，現地観察 施工計画書，施工図等，工事写真，現地観察 施工計画書，施工図等，工事管理資料，工事写真，現地観察 施工計画書，施工図等，工事写真，現地観察 施工計画書，施工図等，工事写真，現地観察 施工計画書，施工図等，工事写真，現地観察 合格証，工事写真

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
通信・情報設備 工事	施工 (1)一般事項	<p>⑬親時計の精度確認，子時計の運針及び応動する規定電圧の確認</p> <p>⑭増幅器の出力及び付加機能の確認</p> <p>⑮インターホンの通話方式及び機種別配線基準本数の確認</p> <p>⑯電界強度測定記録及びカラーテレビによる受信テストの確認</p> <p>⑰アンテナの取付変換方式，素子数の確認</p> <p>⑱感知器及び地区音響設備の作動の確認</p> <p>⑲発信器(総合盤)押釦操作による消火栓連動試験の確認</p> <p>⑳煙感知器による自動閉鎖装置(防火扉及び防火シャッター)の作動の確認</p> <p>㉑消防署検査済証の確認</p> <p>㉒警戒区域表示の配置図面設置の確認</p> <p>㉓各種機器の作動試験の確認</p> <p>㉔絶縁抵抗測定の確認</p> <p>㉕機器取扱説明書の確認</p>	<p>施工計画書，施工図等，工事管理資料，工事写真</p> <p>施工計画書，施工図等，工事管理資料，工事写真</p> <p>施工計画書，施工図等，工事管理資料，工事写真</p> <p>施工計画書，施工図等，工事管理資料，工事写真</p> <p>施工計画書，施工図等，工事管理資料，工事写真</p> <p>施工計画書，施工図等，工事管理資料，工事写真</p> <p>施工計画書，施工図等，工事管理資料，工事写真</p> <p>施工計画書，施工図等，工事管理資料，工事写真</p> <p>検査済証，工事写真</p> <p>配置図面，現地観察</p> <p>施工計画書，施工図等，工事管理資料，工事写真</p> <p>施工計画書，施工図等，工事管理資料，工事写真</p> <p>取扱説明書</p>

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
通信・情報設備 工事	(2) 架空地中配線 設備	①電柱の建柱位置，装柱及び支線支柱の取付位置，根かせ，材質の確認 ②架線の電線種別，太さ，接続及び機器の取付方法，位置，支持材の確認 ③地中配線の掘削埋戻しの位置，深さ，埋戻し土，埋戻し方法の確認 ④マンホール，ハンドホールの位置，構造，施工，配線の処理状態，表示の確認 ⑤ケーブルの布設方法，保護材の施設状態及び表示の確認 ⑥埋設標，高圧地中配線の標識シートの確認	施工計画書，施工図等， 工事写真，現地観察 施工計画書，施工図等， 工事写真，現地観察 施工計画書，施工図等， 工事写真 施工計画書，施工図等， 工事写真，現地観察 施工計画書，施工図等， 工事写真，現地観察
	(3) 接地	①接地工事の種類と接地抵抗値の確認 ②接地線と接地目的物及び接地極の接続の確認 ③接地極の埋設位置，深さ及び表示の確認 ④接地線の太さ及び保護の確認 ⑤避雷用接地極及び他の工作物との離隔の確認	施工計画書，施工図， 工事管理資料，工事写真 施工計画書，施工図等， 工事写真 施工計画書，施工図等， 工事写真，現地観察 施工計画書，施工図等， 工事写真 施工計画書，施工図等， 工事写真，現地観察
中央監視制御設備 工事	機材	①材質，規格，構造(外観，寸法，仕上げ等を含む)及び数量の確認 ②予備品，付属品の品目，数量の確認 ③試験成績書の確認	施工計画書，承諾書，材料 使用届，材料検査記録， 納品書，工事写真 承諾書，材料検査記録， 納品書，工事写真 試験成績書，検査写真
	施工	①電線の接続，端末処理，テーピング，機器端子との接続工法，仕上りの確認 ②電線の色別の確認	施工計画書，施工図等， 工事写真，現地観察 施工計画書，施工図等， 工事写真，現地観察

	施工	①機器の据付，取付及び耐震処置の確認 ②接地の確認（JIS T 1022）	施工計画書，施工図等， 工事写真，現地観察 施工計画書，施工図等， 工事写真，現地観察
工種	検査項目	検査内容	検査の方法
医療関係設備 ①非接地電源用 分電盤	施工	③各種機器の作動試験の確認 ④絶縁抵抗の確認	施工計画書，工事管理資 料，工事写真，現地観察 施工計画書，工事管理資 料，工事写真
医療関係設備 ②ナースコール 設備	機材	①材質，規格，構造(外観，寸法，仕 上げ等を含む)及び数量の確認 ②予備品，付属品の品目，数量の確 認 ③試験成績書の確認	施工計画書，承諾書，材 料使用届，材料検査記 録，納品書，工事写真 施工計画書，承諾書，材 料検査記録，納品書，工 事写真 試験成績書，検査写真
	施工	①機器の据付，取付及び耐震処置の 確認 ②各種機器の作動試験の確認	施工計画書，施工図等， 工事写真，現地観察 施工計画書，工事管理資 料，工事写真，現地観察

設備工事検査方法

第4 機械設備工事の部

1. 建築機械設備工事

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
一般共通事項	一般事項	①設計図書の確認 ②設計変更の有無の確認 ③協議打合せ事項の処理の確認 ④発生材の処理の確認 ⑤官公署その他への届出手続き等の確認	図面, 仕様書, 現場説明書, 質問回答書 変更設計書 工事打合せ簿 マニフェスト等 届出書, 申請書, 登録書等
	工事現場管理	①現場代理人, 主任・監理技術者の確認 ②施工体制台帳, 施工体系図, 下請施工通知書, 労働福祉状況報告書の確認 ③保安責任者(足場, 電力, 危険物, 防火等), 安全管理, 緊急時の対応の確認 ④工事实績報告, 火災保険の確認 ⑤工事看板, 現場標識の設置の確認 ⑥環境対策, 現場の整理, 整頓の良否の確認 ⑦清掃養生, 後片付, 整地の良否の確認	通知書 施工計画書 施工計画書 施工計画書 工事写真 工事写真 工事写真, 現地観察
	工程表, 施工計画書	①工程表の適否及び進捗状況の確認 ②施工計画書の適否の確認 ③関連工種との確認	実績工程表 施工計画書 工種別実績工程表
	材料	①検査又は使用承諾の有無の確認 ②材料試験の実施の確認	設計図書, 承諾書, 材料使用届, 材料検査記録 材料試験成績書
	施工	①技能士等の工種別有資格者の確認	施工計画書の合格証明書, 資格証明書等
	記録	①工事写真, 工事日誌, 工事月報, 工事管理資料等の確認	工事写真, 工事日誌・工事月報, 工事管理資料等
	契約書類	①請負代金内訳書, 工事着工届, 工事完成届, 契約工程表の確認	届出書類

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
配管工事	配管材料 (配管, 継手等)	①用途, 材質, 規格, 構造 (外観, 寸法, 仕上げ等を含む), 数量の確認	施工計画書, 承諾書, 材料使用届, 材料検査記録, 納品書, 工事写真
	配管付属品	①用途, 材質, 規格, 構造 (外観, 寸法, 仕上げ等を含む), 数量, 試験成績の確認	
計器その他	①用途, 材質, 規格, 構造 (外観, 寸法, 仕上げ等を含む), 数量の確認 ② 試験成績の確認	施工計画書, 承諾書, 材料使用届, 材料検査記録, 納品書, 工事写真 試験成績表	
保温工事	施工	①配管の接合, 勾配, 吊り及び支持の確認 ②地中埋設の埋設深さと防食処置の確認 ③防火区画, 防水部の貫通箇所の確認 ④試験成績の確認(耐圧, 水圧, 満水試験等)	施工計画書, 施工図等, 工事管理資料, 工事写真, 現地観察 施工計画書, 施工図等, 工事管理資料, 工事写真 施工計画書, 施工図等, 工事管理資料, 工事写真, 現地観察 工事管理資料, 工事写真
	保温材, 外装材及び補助材	①用途, 材質, 規格, 構造 (外観, 寸法, 仕上げ等を含む), 数量の確認	施工計画書, 承諾書, 材料使用届, 材料検査記録, 納品書, 工事写真
塗装及び防錆工事	材料	①用途, 材質, 規格, 構造 (外観, 寸法, 仕上げ等を含む), 数量の確認	施工計画書, 承諾書, 材料使用届, 材料検査記録, 納品書, 工事写真 施工計画書, 施工図等, 工事管理資料, 工事写真, 現地観察
	施工	①塗料種別, 手順, 塗り回数, 厚さ, 下地処理, 防食テープの確認	
共通工事 仮設工事		第2 建築工事の仮設工事による。	
土工事		第2 建築工事の土工事による。	
地業工事		第2 建築工事の地業工事による。	

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
コンクリート 工事		第2 建築工事のコンクリート工事による。	
左官工事		第2 建築工事の左官工事による。	
鋼材工事	材料	①用途, 材質, 規格, 構造 (外観, 寸法, 仕上げ等を含む), 数量の確認	施工計画書, 承諾書, 材料使用届, 材料検査記録, 納品書, 工事写真
	施工	①溶接部の確認 ②溶接作業中の安全対策の確認 ③技能士等の工種別有資格者の確認	施工計画書, 工事管理資料, 工事写真, 現地観察 施工計画書, 工事写真 施工計画書の合格証明書, 資格書等
スリーブ工事	一般事項	①材料と仕様の確認 ②貫通口の径の確認 ③建物外壁貫通部などの水密の確認 ④紙スリーブの取り除きの確認	施工計画書, 材料使用届, 材料検査記録, 納品書, 工事写真 施工計画書, 工事写真 施工計画書, 工事管理資料, 工事写真 工事写真, 現地観察
インサート及 びアンカー工 事	一般事項	①許容引抜荷重の確認	施工計画書
	インサート	①鋼製インサートの防錆の確認	施工計画書, 工事管理資料, 工事写真
	あと施工アンカー	①施工と有資格者の確認	施工計画書, 資格書, 工事写真

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
空気調和設備工事	機材	①仕様（規格），材質，構造（外觀，寸法，仕上げ等を含む），数量の確認 ②試験成績の確認	施工計画書，承諾書，材料使用届，材料検査記録，納品書，工事写真 試験成績書，検査写真
	施工	①機器の据付，取付の確認 ②設計用水平震度の確認 ③煙道の取付及び機器と構造物との離隔距離の確認 ④サービスタンク及びオイルタンクの安全設備，防油堤の確認 ⑤還水槽，膨張水槽，管寄せ等の内部防錆処理，付属品及び据付の確認 ⑥送風機，付属品の振動と騒音及び据付の確認 ⑦放熱器と付属品の取付の確認 ⑧自動制御装置の作動の確認 ⑨風道（空気調和，排気，排煙）の板厚，接合，補強，支持，ダンパー類及び防火区画貫通箇所の状態の確認 ⑩吹出口，吸込口及びガラリ類の取付の確認	施工計画書，施工図等，工事管理資料，工事写真，現地観察 施工計画書，施工図等，工事管理資料 施工計画書，施工図等，工事管理資料，工事写真，現地観察 施工計画書，施工図等，工事管理資料，工事写真，現地観察 施工計画書，施工図等，工事管理資料，工事写真，現地観察 施工計画書，施工図等，工事管理資料，工事写真，現地観察 施工計画書，施工図等，工事管理資料，工事写真，現地観察 工事管理資料，工事写真，現地観察 施工計画書，施工図等，工事管理資料，工事写真，現地観察

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
自動制御設備工事	機材	①仕様（規格），材質，構造（外観，寸法，仕上げ等を含む），数量の確認 ②試験成績書の確認 ③予備品，付属品の品目，数量の確認	施工計画書，承諾書，材料使用届，材料検査記録，納品書，工事写真 試験成績書，検査写真 承諾書，材料検査記録，工事写真
	施工	①機器の据付，取付及び耐震処置の確認 ②配線の布設，接続，保護，ほう縛，支持の確認 ③防火区画，コンクリート貫通箇所等の処理の確認 ④接地の確認（第1種，第2種及び第3種） ⑤機器の機能，容量，作動状態の確認	施工計画書，施工図等，工事管理資料，工事写真，現地観察 施工計画書，施工図等，工事写真，現地観察 施工計画書，施工図等，工事写真，現地観察 施工計画書，施工図等，工事管理資料，工事写真 施工計画書，施工図等，工事管理資料，工事写真，現地観察
給排水衛生設備工事	機材	①仕様（規格），材質，構造（外観，寸法，仕上げ等を含む），数量の確認 ②試験成績書の確認 ③予備品，付属品の品目，数量の確認	施工計画書，承諾書，材料使用届，材料検査記録，納品書，工事写真 試験成績書，検査写真 承諾書，材料検査記録，工事写真
	施工	①機器の据付，取付（間隔，高さ等）の確認 ②設計用水平震度の確認 ③ 機器の防水層貫通箇所の確認 ④ 量水器柵，弁柵等の規格寸法，工法及び仕上りの確認 ⑤塩素滅菌機の作動状態及び給水柱の遊離残留塩素測定の確認	施工計画書，施工図等，工事管理資料，工事写真，現地観察 施工計画書，施工図等，工事管理資料 施工計画書，施工図等，工事管理資料，工事写真 施工計画書，施工図等，材料検査記録，工事管理資料，工事写真，現地観察 施工計画書，工事管理資料，工事写真，現地観察

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
給排水衛生設備 工事	施工	⑥受水槽及び高置水槽及び架台の据付と設計用水平震度の確認 ⑦排水金具，掃除口金具等の取付の確認 ⑧流し台の排水管接続の確認 ⑨インバート柵，トラップ柵，ため柵等の据付，仕上りの確認 ⑩消火機器の据付，取付の確認 ⑪屋内消火栓の据付，取付及び作動状態の確認	施工計画書，施工図等， 工事管理資料，工事写真， 現地観察 施工計画書，施工図等， 工事管理資料，工事写真， 現地観察 施工計画書，施工図等， 工事管理資料，工事写真， 現地観察 施工計画書，施工図等， 工事管理資料，工事写真， 現地観察 施工計画書，施工図等， 工事管理資料，工事写真， 現地観察
ガス設備工事	機材	①仕様（規格），材質，構造（外観，寸法，仕上げ等を含む），数量の確認 ②試験成績書の確認 ③予備品，付属品の品目，数量の確認	施工計画書，承諾書，材料 使用届，材料検査記録， 納品書，工事写真 試験成績書，検査写真 承諾書，材料検査記録， 工事写真
	施工	①機器の据付，取付（間隔，高さ等）及び作動状態の確認 ②液化石油ガス集合装置の据付，取付の確認 ③ガス漏れ警報装置の作動の確認	施工計画書，施工図等， 工事管理資料，工事写真， 現地観察 施工計画書，施工図等， 工事管理資料，工事写真， 現地観察 工事管理資料，工事写真， 現地視察
さく井設備工事	機材	①仕様（規格），材質，構造（外観，寸法，仕上げ等を含む），数量の確認 ②試験成績書の確認	施工計画書，承諾書，材料 使用届，材料検査記録， 納品書，工事写真 試験成績書，検査写真

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
さく井設備工事	施工	①掘削工法の確認 ②掘削中の泥水，仕上げ及び揚水試験時の排水の適正処理の確認 ③孔口保護管の確認 ④砂利充填の確認 ⑤電気検層の確認 ⑥ケーシングの確認 ⑦スクリーンの確認 ⑧遮水の確認 ⑨仕上げの確認 ⑩揚水，水質試験及び報告書の確認	施工計画書，施工図等， 工事管理資料，工事写真 施工計画書，施工図等， 工事管理資料，工事写真 施工計画書，施工図等， 工事管理資料，工事写真 施工計画書，施工図等， 工事管理資料，工事写真 施工計画書，施工図等， 工事管理資料，試験成績書，工事写真 施工計画書，施工図等， 工事管理資料，工事写真 施工計画書，承諾書，施工図等， 工事管理資料，工事写真 施工計画書，施工図等， 工事管理資料，工事写真 施工計画書，施工図等， 工事管理資料，試験成績書，工事写真
浄化槽設備工事	機材	①仕様（規格），材質，構造（外觀，寸法，仕上げ等を含む），数量の確認 ②試験成績書の確認 ③予備品，付属品の品目，数量の確認	施工計画書，承諾書，材料使用届，材料検査記録，納品書，工事写真 試験成績書，検査写真 承諾書，材料検査記録，工事写真
	施工	①機器の据付，取付（間隔，高さ等）及び作動状態の確認 ②槽の水張り試験，配管の水圧，満水試験，空気の空気圧試験の確認 ③各機器の試運転，通水及び総合運転試験の確認	施工計画書，施工図等， 工事管理資料，工事写真， 現地観察 施工計画書，施工図等， 工事管理資料，試験成績書， 工事写真 施工計画書，施工図等， 工事管理資料，試験成績書， 工事写真

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
昇降機設備工事 ロープ式エレベーターと小荷物専用昇降機及びエスカレーターに適用する。	機材	①仕様（規格），材質，構造（外觀，寸法，仕上げ等を含む），数量の確認 ②試験成績書の確認 ③予備品，付属品の品目，数量の確認	施工計画書，承諾書，材料使用届，材料検査記録，納品書，工事写真 試験成績書，検査写真 承諾書，材料検査記録，工事写真
	施工	①機器，安全装置，付属品の据付，取付（間隔，高さ等）の確認 ②設計用水平及び上下震度の確認 ③地震感知器の確認 ④制御運転等の確認 （地震時，火災時，非常用発電時，停電時，浸水時，ピット冠水時，閉じ込め時，緊急地震速報連動） ⑤塗装の確認 ⑥電機配線の確認 ⑦絶縁抵抗の確認 ⑧機器試験の確認	施工計画書，施工図等，工事管理資料，工事写真，現地観察 施工計画書，施工図等，工事管理資料 施工計画書，施工図等，工事管理資料，試験成績書，工事写真，現地観察 施工計画書，施工図等，工事管理資料，試験成績書，工事写真 施工計画書，施工図等，工事管理資料，工事写真，現地観察 施工計画書，施工図等，工事管理資料，工事写真，現地観察 施工計画書，施工図等，工事管理資料，工事写真，現地観察
機械式駐車設備工事	機材	①仕様（規格），材質，構造（外觀，寸法，仕上げ等を含む），数量の確認 ②試験成績書の確認 ③予備品，付属品の品目，数量の確認	施工計画書，承諾書，材料使用届，材料検査記録，納品書，工事写真 試験成績書，検査写真 承諾書，材料検査記録，工事写真
	施工	①機器，操作盤，安全装置，付属品の据付，取付（間隔，高さ等）の確認	施工計画書，施工図等，工事管理資料，工事写真，現地観察

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
機械式駐車設備 工事	施工	②耐震措置の確認 ③塗装の確認 ④電機配線の確認 ⑤絶縁抵抗の確認 ⑥機器試験の確認	施工計画書，施工図等， 工事管理資料，工事写 真，現地観察 施工計画書，施工図等， 工事管理資料，工事写 真，現地観察 施工計画書，施工図等， 工事管理資料，工事写 真，現地観察 施工計画書，施工図等， 工事管理資料，工事写 真，現地観察 施工計画書，施工図等， 工事管理資料，工事写 真，現地観察
医療ガス設備工 事	機材	①仕様（規格），材質，構造（外 観，寸法，仕上げ等を含む），数 量の確認 ②試験成績書の確認 ③予備品，付属品の品目，数量の確 認	施工計画書，承諾書，材 料使用届，材料検査記 録，納品書，工事写真 試験成績書，検査写真 承諾書，材料検査記録， 工事写真
	施工	①有資格者の確認 ②ガス及び用途別医療ガス配管設備 諸元の確認 ③機器，警報装置，付属品の据付， 取付(間隔，高さ等)の確認 ④アウトレットのガス別特定方式の 確認 ⑤遠隔警報機の作動状態の確認 ⑥ガス及び用途別配管の識別の確認	施工計画書，資格証明書 施工計画書，施工図等， 工事管理資料，工事写真 施工計画書，施工図等， 工事管理資料，工事写 真，現地観察 施工計画書，施工図等， 工事管理資料，工事写 真，現地観察 施工計画書，施工図等， 工事管理資料，工事写 真，現地観察 施工計画書，施工図等， 工事管理資料，工事写 真，現地観察

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
医療ガス設備工 事	施工	⑦検査・試験の順序，時期及び内容 の確認 ⑧作動，性能検査及び試験の確認	施工計画書，施工図等， 工事管理資料，工事写真 施工計画書，施工図等， 工事管理資料，工事写 真，現地観察

2. プラント機械設備工事

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
下水ポンプ場 排水機場 マンホールポンプ 設備, 下水処理場 団地下水道汚水処 理施設 農業集落排水処理 施設 清掃工場 (ごみ焼却炉, 蒸気タービン, 蒸気ボイラー, ろ過式集塵機, 脱硝反応塔等) し尿処理施設 浸出処理施設 プラスチック減容 施設 斎場火葬炉 プール施設	一般事項	プラント設備として発注仕様書に適した総合的な機能を有するかの確認を下記により行う。 ①寸法, 仕上状態, 機器の据付, 機器整備 (オーバーホール) の確認 ②構造, 容量等の確認 ③仕様書と承諾書の照合による各機器仕様の確認 ④性能試験結果表と保証数値との照合による合否の確認 ⑤機器及び機器間の電気配管, 各種配管等の確認 ⑥各機器単独と総合運転 (自動, 連動運転) 及び7日間程度の総合試験運転(水処理等)の確認 ⑦その他必要事項	施工計画書, 施工図等, 工事管理資料, 工事写真, 現地観察 施工計画書, 承諾書, 工事写真 施工計画書, 承諾書, 工事管理資料, 工事写真, 現地観察 施工計画書, 試験成績表, 工事管理資料, 工事写真 施工計画書, 施工図等, 工事管理資料, 工事写真, 現地観察 施工計画書, 試験成績表, 工事管理資料, 工事写真 必要書類
ポンプ 薬注装置	材料検査	①主要部材については材料試験とミルシート, その他はミルシートの確認	施工計画書, 承諾書, 試験成績表, ミルシート
	外観検査	①寸法, 据付の確認 ②鋳鋼の場合は鋳巣の有無, 鋳肌の良否の確認 ③塗装・色の確認	施工計画書, 承諾書, 材料検査記録, 工事管理資料, 工事写真, 現地観察 試験成績表, 工事管理資料, 工事写真, 現地観察 施工計画書, 承諾書, 工事管理資料, 工事写真, 現地観察
	水圧検査	①水漏れ(液漏れ)の有無の確認	試験成績表, 工事管理資料, 工事写真, 現地観察
	機能検査	①工場検査は性能曲線の確認	試験成績表, 検査写真

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
ポンプ 薬注装置	機能検査	②現地検査はバルブの操作により揚程を変化させ各計測器（電流計，圧力計，設置されていれば流量計）の読みによる吐出水量，効率の確認	施工計画書，承諾書，工事管理資料，工事写真，現地観察
		③軸封水装置及び冷却水装置の作動状態の確認	施工計画書，承諾書，工事管理資料，工事写真，現地観察
		④振動値，騒音値の確認	試験成績表，検査写真 工事管理資料，工事写真，現地観察
		⑤軸受温度の確認	試験成績表，検査写真 工事管理資料，工事写真，現地観察
弁及び 制水扉（ゲート）	材料検査	①部材のミルシートの確認	ミルシート
	外観検査	①寸法，据付の確認	施工計画書，承諾書，材料 検査記録，工事管理資料，工事写真，現地観察
		②鑄巣の有無，鑄肌，鋼材溶接部の確認 ③塗装・色の確認	試験成績表，工事管理資料，工事写真，現地観察 施工計画書，承諾書，工事管理資料，工事写真，現地観察
	水圧検査	①バルブ本体の水漏れの有無の確認 ②バルブシート面の水漏れの有無の確認	試験成績表，工事管理資料，工事写真，現地観察 試験成績表，工事管理資料，工事写真，現地観察
機能検査	①弁体の円滑な動作，給油脂の確認 ②開閉装置（電動，油圧等）の運転状態の確認 ③保護装置（トルクリミッター等）の作動状態の確認	工事管理資料，工事写真，現地観察 施工計画書，承諾書，工事管理資料，工事写真，現地観察 施工計画書，承諾書，工事管理資料，工事写真，現地観察	

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
ブロー 送風機	材料検査	①主要部材については材料試験とミルシート、その他はミルシートの確認	施工計画書、承諾書、試験成績表、ミルシート
	外観検査	①寸法、据付の確認 ②鋳鋼の場合は鋳巣の有無、鋳肌の良否の確認	施工計画書、承諾書、材料検査記録、工事管理資料、工事写真、現地観察 試験成績表、工事管理資料、工事写真、現地観察
	機能検査	①吐出圧力、空気量等性能曲線の確認 ②軸受温度、原動機の出力の確認 ③ケーシング耐圧、気密等の確認 ④サージング及び放風装置の作動の確認 ⑤振動値、騒音値の確認	試験成績表、工事管理資料、工事写真、現地観察 試験成績表、工事管理資料、工事写真 試験成績表、工事管理資料、工事写真、現地観察 施工計画書、承諾書、工事管理資料、工事写真、現地観察 試験成績表、工事管理資料、工事写真、現地観察
除塵機	材料検査	①部材のミルシートの確認 ②チェーン等の材料試験の確認	承諾書、ミルシート 施工計画書、承諾書、試験成績表
	外観検査	①主要寸法の確認 ②溶接部の確認 ③ひずみ、たわみ、据付、スクリーン角度の確認 ④安全手摺等の取付の確認 ⑤塗装・色の確認	施工計画書、承諾書、材料検査記録、工事管理資料、工事写真、現地観察 施工計画書、承諾書、工事管理資料、工事写真、現地観察 施工計画書、承諾書、工事管理資料、現地観察 施工計画書、承諾書、工事管理資料、工事写真、現地観察 施工計画書、承諾書、工事管理資料、工事写真、現地観察
	機能検査 (無負荷試験)	①レーキ速度の確認	施工計画書、承諾書、工事管理資料、工事写真、現地観察

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
除塵機	機能検査 (無負荷試験)	②回転部, しゅう動部作動の確認 ③保護装置 (トルクリミット, ショックリレー等) の作動の確認 ④給油装置, 油量の確認 ⑤軸受温度, 異音騒音の確認	工事管理資料, 工事写真, 現地観察 施工計画書, 承諾書, 工事管理資料, 工事写真, 現地観察 施工計画書, 承諾書, 工事管理資料, 工事写真, 現地観察 施工計画書, 承諾書, 工事管理資料, 工事写真, 現地観察
歯車減速機 (主ポンプ用)	材料検査	①主要部材については材料試験とミルシート, その他はミルシートの確認 ②歯車背隙値及び歯当たりの確認	施工計画書, 承諾書, 試験成績表, ミルシート 試験成績表
	外観検査	①寸法, 据付の確認 ②鋳鋼の場合は鋳巣の有無, 鋳肌の良否の確認 ③付属機器取付の確認	施工計画書, 承諾書, 材料検査記録, 工事管理資料, 工事写真, 現地観察 試験成績表, 工事管理資料, 工事写真, 現地観察 施工計画書, 承諾書, 工事管理資料, 工事写真, 現地観察
	機能検査	①入出力軸の回転数の確認 ②潤滑油装置の作動状態の確認 ③軸受温度, 原動機出力の確認 ③振動, 騒音の確認	施工計画書, 承諾書, 試験成績表, 工事管理資料, 工事写真 工事管理資料, 工事写真, 現地観察 施工計画書, 承諾書, 工事管理資料, 工事写真, 現地観察 施工計画書, 承諾書, 工事管理資料, 工事写真, 現地観察
ディーゼルエンジン	材料検査	①材料 (クランク軸, ピストン, コネクティングロッド, シリンダーライナー, エンジンフレーム等) の確認	施工計画書, 承諾書, 工事管理資料, 試験成績表, ミルシート, 検査写真

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
ディーゼルエンジン	外観検査	①寸法，据付の確認 ②外観，構造，塗装等が仕様書と相違していないかの確認 ③付属機器の取付の確認	施工計画書，承諾書，材料検査記録，工事管理資料，工事写真，現地観察 施工計画書，承諾書，工事管理資料，試験成績表，工事写真，現地観察 施工計画書，承諾書，工事管理資料，試験成績表，工事写真，現地観察
	起動試験	①起動回数（自動，手動）と最低起動圧力又は電圧（空気圧又は電圧）の確認 ②無負荷運転の確認	施工計画書，承諾書，工事管理資料，試験成績表，工事写真，現地観察 施工計画書，工事管理資料，試験成績表，工事写真，現地観察
	負荷試験	①1/2負荷で30分間運転の確認 3/4負荷で30分間運転の確認 4/4負荷で60分間運転の確認 11/10負荷で30分間運転の確認 ②保安装置等の作動状態の確認（過速度耐力試験を含む） ③自動制御システムの作動試験，ガバナ調整の確認 ④機関停止直後のクランク軸受温度等の確認 ⑤室内温度，機関回転速度，燃料消費量，給排気温度，冷却水温及び圧力，潤滑油温及び圧力等の確認 ⑥振動値，騒音値の確認	施工計画書，工事管理資料，試験成績表，工事写真，現地観察 施工計画書，工事管理資料，試験成績表，工事写真，現地観察 施工計画書，工事管理資料，試験成績表，工事写真，現地観察 試験成績表，検査写真 施工計画書，工事管理資料，試験成績表，工事写真， 施工計画書，工事管理資料，試験成績表，工事写真，現地観察
	空気槽の充填試験	①圧力に対する所要時間の確認	施工計画書，工事管理資料，試験成績表，工事写真，現地観察

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
ガスタービンエンジン	材料検査	①主要部材については材料試験，その他のはミルシートの確認	施工計画書，承諾書，工事管理資料，試験成績表，ミルシート，検査写真
	外観検査	①寸法，据付の確認 ②外観，構造，塗装等が仕様書と相違していないかの確認 ③付属機器取付の確認	施工計画書，承諾書，材料検査記録，工事管理資料，工事写真，現地観察 施工計画書，承諾書，工事管理資料，試験成績表，工事写真，現地観察 施工計画書，承諾書，工事管理資料，試験成績表，工事写真，現地観察
	起動試験	①起動回数，起動時間，停止時間の確認	施工計画書，承諾書，工事管理資料，試験成績表，工事写真，現地観察
	負荷試験	①0負荷で10分間運転の確認 1/4負荷で10分間運転の確認 2/4負荷で10分間運転の確認 3/4負荷で10分間運転の確認 4/4負荷で2時間運転の確認 11/10負荷で10分間運転の確認 ②保安装置等の作動状態の確認 (過速度耐力試験を含む) ③自動制御系統の作動試験の確認 ④ガバナ調整の確認 ⑤燃料消費量の確認 ⑥振動値，騒音値の確認	施工計画書，工事管理資料，試験成績表，工事写真，現地観察 施工計画書，工事管理資料，試験成績表，工事写真，現地観察 施工計画書，工事管理資料，試験成績表，工事写真，現地観察 施工計画書，工事管理資料，試験成績表，工事写真 施工計画書，工事管理資料，試験成績表，工事写真， 施工計画書，工事管理資料，試験成績表，工事写真，現地観察

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
クレーン等 (クレーン等 安全規則によ る)	材料検査	①主要部材については材料試験，主 要溶接部は非破壊検査，その他は ミルシートの確認 ②ワイヤーロープの試験成績証明の 確認	施工計画書，承諾書，工 事管理資料，試験成績 表，ミルシート，検査写 真 施工計画書，承諾書，試 験成績証明書
	外観検査	①レールの寸法，据付の確認（勾 配，スパン等） ②構造物等との離隔の確認	施工計画書，承諾書，材 料 検査記録，工事管理資 料，工事写真，現地観察 施工計画書，工事管理資 料，工事写真，現地観察
	機能検査	①走行，横行，巻上，巻下の作動状 態の確認 ②巻上制御器の作動状態の確認 ③電磁制動機の作動状態の確認 ④過負荷試験の確認 ⑤たわみ試験の確認	施工計画書，工事管理資 料，試験成績表，工事写 真，現地観察 施工計画書，工事管理資 料，試験成績表，工事写 真，現地観察 施工計画書，工事管理資 料，試験成績表，工事写 真，現地観察 施工計画書，工事管理資 料，試験成績表，工事写 真 施工計画書，工事管理資 料，試験成績表，工事写 真
空気圧縮機 油圧装置	材料検査	①部材のミルシートの確認	承諾書，ミルシート
	外観検査	①寸法，据付の確認 ②塗装，色の確認	施工計画書，承諾書，材 料検査記録，工事管理資 料，工事写真，現地観察 施工計画書，承諾書，工 事管理資料，工事写真， 現地観察
	機能検査	①吐出圧力の確認 ②吐出空気量(油量)の確認 ③回転数の確認 ④安全装置等の作動状態の確認	試験成績表，工事管理資 料，工事写真，現地観察 試験成績表，工事管理資 料，工事写真，現地観察 試験成績表，工事管理資 料，工事写真，現地観察 試験成績表，工事管理資 料，工事写真，現地観察

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
空気圧縮機 油圧装置	機能検査	⑤振動値，騒音値の確認 ⑥水冷式の場合は冷却水出入口温度，水量の確認 ⑦軸受温度，原動機の出力の確認	試験成績表，工事管理資料，工事写真，現地観察 試験成績表，工事管理資料，工事写真，現地観察 試験成績表，工事管理資料，工事写真，現地観察
ベルトコンベア ー	材料検査	①部材のミルシートの確認	承諾書，ミルシート
	外観検査	①寸法，据付，勾配の確認 ②ベルト接着面の確認 ③ベルト緊張装置の確認 ④塗装，色の確認	施工計画書，承諾書，材料検査記録，工事管理資料，工事写真，現地観察 施工計画書，承諾書，工事管理資料，工事写真，現地観察 施工計画書，承諾書，工事管理資料，工事写真，現地観察 施工計画書，承諾書，工事管理資料，工事写真，現地観察
	機能検査	①ベルト走行状態（スリップ，蛇行等）の確認 ②ベルト走行速度の確認 ③スクレーパの作動状態の確認 ④保護装置（シャープピン，トルクリミッター，ショックリレー，蛇行検出装置等）の作動の確認 ⑤安全装置（非常停止装置等）の作動状態の確認 ⑥異音及び振動等の確認	試験成績表，工事管理資料，工事写真，現地観察 試験成績表，工事管理資料，工事写真，現地観察 試験成績表，工事管理資料，工事写真，現地観察 試験成績表，工事管理資料，工事写真，現地観察 試験成績表，工事管理資料，工事写真，現地観察 試験成績表，工事管理資料，工事写真，現地観察
貯留ホッパー	材料検査	①部材のミルシートの確認	承諾書，ミルシート
	外観検査	①寸法，据付の確認	施工計画書，承諾書，材料検査記録，工事管理資料，工事写真，現地観察

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
貯留ホッパー	外観検査	②ゲート最下面から床面までの高さの確認 ③安全手摺等の取付状況の確認	施工計画書, 承諾書, 工事管理資料, 工事写真, 現地観察 施工計画書, 承諾書, 工事管理資料, 工事写真, 現地観察
	機能検査	①ゲートの全開, 全閉位置の確認 ②ゲート開閉速度の確認 ③開閉装置(電動, 油圧等)の運転状態の確認 ④重量計の作動状態の確認 ⑤高所箇所メンテナンス(給油, 目視点検等)の確認 ⑥汚水の排水状態の確認 ⑦搬出時の飛散防止状態(ビニールシートでの対策等)の確認	施工計画書, 工事管理資料, 工事写真, 現地観察 試験成績表, 工事管理資料, 工事写真, 現地観察 試験成績表, 工事管理資料, 工事写真, 現地観察 試験成績表, 工事管理資料, 工事写真, 現地観察 施工計画書, 工事管理資料, 工事写真, 現地観察 施工計画書, 工事管理資料, 工事写真, 現地観察 施工計画書, 工事管理資料, 工事写真, 現地観察
その他の機器	上記の一般事項から貯留ホッパーまでの検査内容に準ずる。		

高知市工事成績評価実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事の品質の確保等を図るため厳正かつ的確な評価を実施し、もって請負人の適正な選定及び育成に資するため、高知市請負工事検査実施要綱（平成21年2月5日制定。以下「検査要綱」という。）第12条の規定に基づく工事成績の評価の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次項に定めるもののほか、検査要綱において使用する用語の例による。

2 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 評価 工事の施行状況、目的物の品質等のすべての評価をすることをいう。
- (2) 評価 評価を行うため部分的に成績を判断することをいう。

(評価の対象)

第3条 評価の対象となる工事は、予定価格が130万円を超える工事（減額変更により130万円以下となった工事を含む。）とする。

(評価者)

第4条 評価を行う者（以下「評価者」という。）は、次の表のとおりとする。

工事の区分	評価者		
	第一次評価者	第二次評価者	最終評価者
予定価格が130万円を超え500万円未満の工事	工事監督職員	—	工事検査職員
予定価格が500万円以上の工事	工事監督職員	総括監督員	工事検査職員

(現場の実態の把握)

第5条 工事を所管する課の評価者は、担当する工事について努めて現場の巡視を行い、粗漏な工事を未然に防止するため、常に適切な指示と助言を行うとともに、工事成績評価資料となる諸要素の把握に努めなければならない。

(評価の方法)

第6条 評価は、別に定めるところにより行うものとする。

2 評価の結果は、所定の工事成績評価表（以下「評価表」という。）に記録するものとする。

(評価の時期及び報告)

第7条 最終評価者は完成検査を実施したときに、第一次評価者及び第二次評価者は工事が完成したと

認めたとときに、それぞれ評定を行うものとする。

- 2 第一次評定者及び第二次評定者は、完成検査依頼時に評定表を最終評定者に提出するものとする。
- 3 最終評定者は、第一次評定者及び第二次評定者から提出された評定表に、自らの評定結果を加えて評定点の合計を記入し、契約課長に送付するものとする。
- 4 最終評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、その結果を検査責任者に報告するものとする。

(評定結果の通知)

第8条 検査責任者は、最終評定者から評定表の提出があったときは、市長に報告するものとし、当該報告を受けた市長は、速やかに所定の工事成績評定通知書により当該工事に係る請負人に通知するものとする。

(評定の修正等)

第9条 市長は、前条の通知を行った後、工事に瑕疵又は欠陥があることが判明し、評定点を減点修正する必要があると認められる場合は、評定を修正し、遅滞なくその結果を当該工事に係る請負人に通知するものとする。

(説明請求等)

第10条 前2条の規定により通知を受けた請負人は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、市長に対して、所定の工事成績評定結果説明請求書により当該評定内容の説明を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により説明を求められたときは、当該請求のあった日から起算して14日以内に、所定の工事成績評定に係る説明書（回答）により請負人に回答するものとする。

(評定基準)

第11条 工事成績を評価する上での総合評価の区分は、次の表を基準とする。

区分	点数	工事の評価
A	80点以上	他の模範となる優秀な工事
B	75点以上80点未満	Aではないが、標準的な工事の中で優秀なもの
C	65点以上75点未満	標準的な工事
D	60点以上65点未満	Eではないが、今後改善すべき事項がある工事
E	60点未満	今後指名などに影響を及ぼすおそれがある工事

(評定の利用)

第12条 評定の結果は、良質な工事の施行を確保し、あわせて優良な建設業者育成の資料とするため、主に次に掲げる場合に利用するものとする。

- (1) 建設工事指名競争入札参加者の資格審査を行うとき。
- (2) 指名競争入札参加者の選定を行うとき。
- (3) 優良な工事を選考するとき。

(評定表の保存)

第13条 契約課長は、評定表を各年度ごとに分類整理し、当該各年度経過後5年間保存しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、評定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

高知市工事成績評価実施要領

(目的)

第1条 この要領は、高知市工事成績評価実施要綱（平成20年2月5日制定）の規定に基づき、工事の成績評価（以下「評価」という。）に必要な細目を定め、厳正かつ的確な評価に資することを目的とする。

(評価の内容)

第2条 評価は、工事目的物を施工した請負人の技術力、取組み姿勢等の施工状況及び目的物の品質等を評価するものとする。

(評価の方法)

第3条 評価は、監督、検査及びその他必要な事項について「工事成績採点の調査項目別採点表」（評価様式6、7、8、9、10号。以下「採点表」という。）により、評価者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。なお、採点表は、土木工事及び建築（建築設備工事含む）・設備工事に分類し、それぞれ評価を行うこととする。

2 評価者は、次により評価を行うものとする。

- (1) 評価は、監督、検査、その他必要な事項について、第一次評価者は評価要領別表1に規定する方法により、第二次評価者は評価要領別表2に規定する方法により、最終評価者は評価要領別表3に規定する方法により行うものとする。
- (2) 評価は、採点表、工事成績評価表（以下「評価表」という。）及び細目別評価点表（以下「評価点表」という。）に記録して行うものとする。
- (3) 評価の結果は、評価表に記録するものとする。ただし、予定価格500万円以上の工事は評価様式4号—1に、予定価格130万円を超え500万円未満の工事は評価様式4号—2にそれぞれ記録するものとする。
- (4) 細目別の評価は、評価点表に記録するものとする。ただし、予定価格500万円以上の工事は評価様式5号—1に、予定価格130万円を超え500万円未満の工事は評価様式5号—2にそれぞれ記録するものとする。
- (5) 出来高検査時は、参考として完成検査と同様の評価を行い、完成検査の評価を行う際、総合的に評価を行うものとする。

評定要領別表 1

<p>考查項目</p>	<p>細 別</p>	<p>評 定 方 法</p>
<p>予定価格500万円以上の工事</p>		
<p>1. 施工体制</p>	<p>I. 施工体制一般 II. 配置技術者</p>	<p>(土木, 建築・設備工事共通)</p>
<p>2. 施工状況</p>	<p>I. 施工管理 II. 工程管理 III. 安全対策 IV. 対外関係</p>	<p>細別, 細別毎に, 評価対象項目の中から, 評価対象工事に該当しない項目を削除した後の評価項目を母数とした比率 (%) により評価を行うものとする。</p>
<p>3. 出来形及び出来栄</p>	<p>I. 出来形</p>	<p>(土木工事) 高知市土木請負工事技術管理指針 (以下「管理指針」と言う。) に基づく基準及び規格値を満足したうえで, 規格に対して十分なゆとりで適正な管理ができていないかについて, 「工事成績評定記入上の注意点」 (評定別紙第3号) の「出来形及び品質のバラツキの考え方」を参照して評価すること。ただし, ばらつきが少ないと判断される場合は, 該当項目数による評価も行う。 (建築・設備工事) 細別毎に, 評価対象項目の中から, 評価対象工事に該当しない項目を削除した後の評価項目を母数とした比率 (%) により評価を行うものとする。</p>
	<p>II. 品質</p>	<p>(土木工事) 管理指針に基づく基準及び規格値を満足したうえで, 規格に対して十分なゆとりで適正な管理ができていないかについて, 「工事成績評定記入上の注意点」の「出来形及び品質のバラツキの考え方」を参照して評価すること。 なお, 試験結果の打点数等が少なく, バラツキの判断ができない場合は, 評定様式6号-1-7~19の評価対象工種により評価を行うものとし, 該当する工種により評価対象項目の中から, 評価対象工事に該当しない項目を削除した後の評価項目を母数とした比率 (%) による場合又は, 評価対象項目の該当数による場合のどちらかで評価する。 (建築・設備工事) 細別毎に, 評価対象項目の中から, 評価対象工事に該当しない項目を削除した後の評価項目を母数とした比率 (%) により評価を行うものとする。</p>

<p>4. 工事特性</p> <p>5. 創意工夫</p>		<p>(土木, 建築・設備工事共通)</p> <p>実施状況報告」(評定様式第11号)を基に, 対応事項該当項目数で加点評価するが, 対応事項の選定及び詳細評価については所属長と合議のうえで記述すること。</p> <p>なお, 工事特性とは, 当該工事特有の難度の高い条件について, 適切に対応したことを評価する。[4. 工事特性]の考査項目において評価するほどではないが, 企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があれば「5創意工夫」において評価を行い, 二重の評価はしないものとする。</p>
<p>予定価格130万円を超え500万円未満の工事</p>		
<p>1. 施工体制</p>	<p>I. 施工体制一般</p> <p>II. 配置技術者</p>	<p>(土木工事)</p> <p>評価対象項目の該当数で評価を行うものとする。</p> <p>(建築・設備工事共通)</p> <p>評価対象項目を総合的に判断し, 評価を行うものとする。</p>
<p>2. 施工状況</p>	<p>I. 施工管理</p> <p>II. 工程管理</p> <p>III. 安全対策</p> <p>IV. 対外関係</p>	
<p>3. 出来形及び出来栄</p>	<p>I. 出来形</p> <p>II. 品質</p>	<p>(土木工事)</p> <p>管理指針に基づく基準及び規格値を満足したうえで, 規格に対して十分なゆとりで適正な管理ができていくかについて, 「工事成績評定記入上の注意点」の「出来形及び品質のバラツキの考え方」を参照して評価を行い, 出来形管理資料による評価が困難な場合は, 現地立会, 測定結果等で判断すること。</p> <p>(建築・設備工事)</p> <p>評価対象項目を総合的に判断し, 評価を行うものとする。</p>

<p>4. 工事特性 5. 創意工夫</p>		<p>(土木, 建築・設備工事共通) 「実施状況報告」(評定様式第11号)を基に, 対応事項該当項目数で加点評価するが, 対応事項の選定及び詳細評価については所属長と合議のうえで記述すること。 なお, 工事特性とは, 当該工事特有の難度の高い条件について, 適切に対応したことを評価する。[4. 工事特性]の考査項目において評価するほどではないが, 企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があれば「5 創意工夫」において評価を行い, 二重の評価はしないものとする。</p>
<p>6. 社会性等</p>	<p>I. 地域への貢献等</p>	<p>(土木工事) 工事の施工に伴って地域社会や住民に対する配慮等の貢献について, 請負人から提出された「実施状況報告」を基に, 細目別に該当項目数で加点評価を行うものとする。 (建築・設備工事共通) 請負人から提出された「実施状況報告」を基に, 評価対象項目を総合的に判断し, 評価を行うものとする。</p>

評定要領別表 2

考査項目	細 別	評 定 方 法
<p>予定価格500万円以上の工事</p>		
<p>1. 施工体制</p>	<p>II. 工程管理 III. 安全対策</p>	<p>(土木, 建築・設備工事共通) 細別毎に, 評価対象項目の中から, 該当する項目数で評価を行うものとする。</p>
<p>6. 社会性等</p>	<p>I. 地域への貢献等</p>	<p>(土木, 建築・設備工事共通) 工事の施工に伴って地域社会や住民に対する配慮等の貢献について, 請負人から提出された「実施状況報告」を基に, 細目別に該当項目数で加点評価を行うものとする。</p>
<p>8. 法令遵守等</p>		<p>(土木, 建築・設備工事共通) 当該工事現場に対する法令遵守のみの評価であり, 措置内容による該当項目に応じた減点評価とする。</p>

評定要領別表3

<p>考查項目</p>	<p>細 別</p>	<p>評 定 方 法</p>
<p>予定価格500万円以上の工事</p>		
<p>2. 施工状況</p>	<p>I. 施工管理</p>	<p>(土木, 建築・設備工事共通) 評価対象工事に該当しない項目を削除した後の評価項目を母数とした比率 (%) により評価を行うものとする。</p>
<p>3. 出来形及び出来栄</p>	<p>I. 出来形</p>	<p>(土木工事) 管理指針に基づく基準及び規格値を満足したうえで, 出来形のバラツキを判断し, 評価対象項目の該当数で評価を行うものとする。 (建築・設備工事) 評価対象工事に該当しない項目を削除した後の評価項目を母数とした比率 (%) により評価を行うものとする。</p>
	<p>II. 品質</p>	<p>(土木工事) 管理指針に基づく基準及び規格値を満足したうえで, 出来形のバラツキを判断し, 該当する工種により評価対象項目の中から, 評価対象工事に該当しない項目を削除した後の評価項目を母数とした比率 (%) による場合又は, 評価対象項目の該当数による場合のどちらかで評価する。 (建築・設備工事) 評価対象工事に該当しない項目を削除した後の評価項目を母数とした比率 (%) により評価を行うものとする。</p>
	<p>III. 出来栄</p>	<p>(土木, 建築・設備工事共通) 主たる工種を選択後に該当項目数で評価を行うものとする。</p>
<p>予定価格130万円を超え500万円未満の工事</p>		
<p>2. 施工状況</p>	<p>I. 施工管理 II. 工程管理 III. 安全対策</p>	<p>(土木工事) 評価対象項目の該当数で評価を行うものとする。 (建築・設備工事共通) 評価対象項目を総合的に判断し, 評価を行うものとする。</p>

3. 出来形 及び 出来栄	I. 出来形 II. 品質	(土木工事) 管理指針に基づく基準及び規格値を満足したうえで、出来形のバラツキを判断し評価を行い、出来形管理資料による評価が困難な場合は、現地立会・測定結果等で総合的に判断すること。 (建築・設備工事) 評価対象項目を総合的に判断し、評価を行うものとする。
	III. 出来栄	(土木, 建築, 設備工事共通) 主たる工種を選択後に該当項目数で評価を行うものとする。
8. 法令遵守 等		(土木, 建築, 設備工事共通) 当該工事現場に対する法令遵守のみの評価であり、措置内容による該当項目に応じた減点評価とする。

注1 土木工事の「出来形」及び「品質」の評定あたっては、評定別紙第3号「工事成績評定記入上の注意点」の出来形のバラツキの考え方、多工種複合工種の取扱い、コンクリート構造物のクラックの取扱い等を参照すること。

2 工事における「工事特性」, 「創意工夫」, 「社会性等」に関して、請負人は当該工事における「実施状況報告」を提出できるものとし、提出があった場合には、評定者はこれも考慮するものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。